

平成29年12月 8 日
午前10時00分開議
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（16名）

1 番	朝 日 将 貴	2 番	江 崎 貴 大
3 番	加 藤 克 之	4 番	高 橋 八重典
5 番	永 井 利 明	6 番	鈴 木 みどり
7 番	那 須 英 二	8 番	三 宮 十五郎
9 番	早 川 公 二	10番	平 野 広 行
11番	三 浦 義 光	12番	堀 岡 敏 喜
13番	炭 竈 ふく代	14番	佐 藤 高 清
15番	武 田 正 樹	16番	大 原 功

2. 欠席議員は次のとおりである（なし）

3. 会議録署名議員

1 番	朝 日 将 貴	2 番	江 崎 貴 大
-----	---------	-----	---------

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（31名）

市 長	服 部 彰 文	副 市 長	大 木 博 雄
教 育 長	奥 山 巧	総 務 部 長	山 口 精 宏
民 生 部 長 兼 福 祉 事 務 所 長	村 瀬 美 樹	開 発 部 長	橋 村 正 則
教 育 部 長	八 木 春 美	総 務 部 次 長 兼 総 務 課 長	立 松 則 明
総 務 部 次 長 兼 財 政 課 長	渡 辺 秀 樹	総 務 部 次 長 兼 収 納 課 長	鈴 木 浩 二
民 生 部 次 長 兼 健 康 推 進 課 長	花 井 明 弘	民 生 部 次 長 兼 介 護 高 齢 課 長	半 田 安 利
開 発 部 次 長 兼 農 政 課 長	安 井 耕 史	開 発 部 次 長 兼 都 市 計 画 課 長	大 野 勝 貴
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	山 守 修	教 育 部 次 長 兼 学 校 教 育 課 長	水 谷 みどり
監 査 委 員 長 事 務 局 長	羽 飼 和 彦	庁 舎 建 設 準 備 室 長	伊 藤 重 行
秘 書 企 画 課 長	佐 藤 雅 人	危 機 管 理 課 長	伊 藤 淳 人
税 務 課 長	佐 野 智 雄	市 民 課 長 兼 鍋 田 支 所 長	横 山 和 久
環 境 課 長 兼 十 四 山 支 所 長	柴 田 寿 文	福 祉 課 長	山 下 正 巳

児 童 課 長	大 木 弘 己	総 合 福 祉 セ ン タ ー 所 長 兼 十 四 山 総 合 福 祉 セ ン タ ー 所 長	村 瀬 修
商 工 観 光 課 長	大 河 内 博	土 木 課 長	伊 藤 仁 史
下 水 道 課 長	小 笠 原 己 喜 雄	生 涯 学 習 課 長 兼 十 四 山 ス ポ ー ツ セ ン タ ー 館 長	安 井 文 雄
図 書 館 長	山 田 淳		

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	石 田 裕 幸	書 記	土 方 康 寛
-------------	---------	-----	---------

6. 議事日程

日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	一般質問

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

午前10時00分 開議

○議長（武田正樹君） おはようございます。

会議に先立ちまして、報告いたします。

西尾張CATVより、本日及び11日月曜日の撮影と放映を許可されたい旨の申し出がありました。よって、弥富市議会傍聴規則第9条の規定により、これを許可することにいたしましたので、御了承をお願いいたします。

なお、質問、答弁される皆さんは、努めて簡潔・明瞭にされるようお願いいたします。

ただいまより継続議会の会議を開きます。

大原議員は所用により少しおくれる申し出がありました。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（武田正樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第88条の規定により、朝日将貴議員と江崎貴大議員を指名します。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第2 一般質問

○議長（武田正樹君） 日程第2、一般質問を行います。

順次、発言を許します。

まず那須英二議員、お願いします。

○7番（那須英二君） 7番 那須英二。通告に従いまして、質問させていただきます。

今回は久々の1番目ということで、少々緊張しておりますけれども、頑張ってやっていきたいと思っています。

今回は、保育料と投票所について質問いたします。

まず初めにですが、保育料について質問でございますけれども、その前に、市長は今年度を行政改革元年として、さまざまな行政改革を進めると言っておりました。市長の目指す行政改革とはまずどのようなものか、お聞かせください。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） おはようございます。

那須議員の御質問に御答弁申し上げていきたいと思っております。

私の目指す行政改革とはどのようなものなのかということでございますけれども、本市弥富市では昭和60年から5回にわたり策定した行政改革大綱ということがございます。これに基づきまして、今までは行政内の独自の改革といたしまして、職員数の低減であるとか、あるいは人件費の抑制であるとか、各種事務事業の見直しであるとか、あるいは内部管理経

費の節減など、そのような形で努めてきたところでございます。行政改革に取り組み、直面する財源不足ということに対する解消を図ってまいりました。

那須議員御承知のごとく、弥富市を取り巻く社会経済情勢は、景気の緩やかな回復基調と市民・住民の皆様の大変な御努力で税収を伸ばさせていただいてはおります。しかしながら、中国を初めとするアジア諸国の景気の下振れリスクなど、先行きは大変不透明感が強いものとなっております。さらに、少子・高齢化の急速な進展により、義務的な経費である扶助費の増大は毎年3%から5%、社会保障の財源が非常に大きくなってきているということでございます。

また、合併後10年を経過し、平成28年度から普通交付税の合併算定がえの特例措置の段階的な縮減が始まり、平成33年には完全にゼロになってしまう。これは今現在4億円ほどあるわけでございますけれども、合併算定がえの特例措置の縮減という形の中で、これは繰り返し繰り返し議員各位にも御報告をさせていただいているところでございます。

こうした状況の中においても、大型プロジェクトがめじろ押しでございます。一つは新庁舎の建設であり、一つはJR・名鉄弥富駅の整備事業、あるいはもう一つは火葬場の改築等が大きなプロジェクト事業として、これから約80億円の投資的な経費が増大をしてくるわけでございます。このような状況の中において、私どもといたしましては中期的な財政計画をしっかりと策定し、より将来の財政見通しを的確に把握していかなければならないというところでございます。

今12月定例議会におきまして、平成30年、来年度から平成34年度までにおける弥富市中期財政計画をお示しさせていただきたいと思っております。このようなものでございます。ぜひまた議員各位と御協議をしていきたいと思っております。

そうした形の中において、私は平成29年当初から、今、那須議員がおっしゃるように、今年度を行政改革元年といたしまして、さまざまな行政改革を進めていかなきゃならないと思っております。私の目指す行政改革とは、最大の目的は安定した行財政運営と財政の健全化であります。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 市長がおっしゃる行政改革ということで、これから大型プロジェクト等もあり、また合併算定がえが減っていくので財政は厳しいということで、さまざまな努力をしたけれどもということで、安定した財源ということで、今、その中で検討されているのがさまざまな市民負担の増税という形になってくるとは思います。

その中でも保育料の値上げというものがございまして、9月議会では具体的な数値まで示されました。私は、行財政改革といたしましても、大事なところはしっかりと守っていき、そこは長所として伸ばしていくことで弥富の税収も伸びていくという考えに立っております。

例えば、子育て政策がこの弥富市ではすぐれているということで、たくさんの方々が区画整理の中で引っ越してきていただいて、そういう中で税収が伸びているというのも現状にございます。この保育料の値上げは平均して12%から16%程度の値上げ、多いところはもっと値上げ幅は大きいんですけども、全体で3,000万ほどの市民負担増となってきます。

弥富市は、子育てするなら弥富市でというキャッチフレーズを掲げて、こうしたさまざまな子育て施策を手厚く頑張っていると私は考えております。その中でも、21年間保育料を値上げせずに来たことが幸いして、県内でも屈指の保育料の安さになっていると思います。そのことがあって、区画整理を行った平島地区を中心に、多くの若い子育て世代が定住して税収の伸びになっていることは先ほども申したとおりでございますし、あとは近隣市町に比べて子供の減少率がかなり低いということは大きな成果だと思っています。そのことは、この少子化の時代にあって、日の出小学校をふやしていくということで、目に見える形でもよくわかるかなと思っています。子供が市内でふえていくということは、本当に大きな希望となっていると思います。

国難と言うべき少子化社会を改善していくためには、働き方改革とともに、結婚や子育てといった支援がまだまださらに手厚く必要だと考えています。そうした中で、今、国でも幼児教育・保育の無償化を言っております。3歳児から5歳児の子供を、2019年度から段階的に5歳児を無料化し、2020年度には全ての子供を無償化していくという方針が出されています。国では、こうした少子化対策のために保育料を無料にしていこうことが掲げられているのにもかかわらず、市としては保育料を今この時点で値上げしていくと言っておりますけれども、こうした国の動向を踏まえて市長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 那須議員にお答え申し上げます。

保育料無償化の方向にあるというような状況でございますけれども、確かに国は今、3歳から5歳児の幼児教育、あるいは保育の無償化、または高等教育における、高校であるとか大学というようなこともあるわけでございますけれども、これを無償化にしていきたいという形で一定の方向性を示されておりますけれども、まだ制度化されておきませんので、今後私も私どもとしてはこの国の動向を注視していきたいと思っております。

しかしながら、私は、消費税を財源としていくわけでございますけれども、この幼児教育の無償化に対して消費税を導入することに対しては反対であります。以前の4党合意である社会保障・税一体改革ということが叫ばれたわけでございますけれども、消費税の増税分というのは、仮に消費税が導入された場合においては、全て社会保障費、医療、介護、福祉、子育て支援に充てるべきであると、当初の目的である税一体改革のところの考え方を踏襲していただきたいと思っております。それは、多くの地方自治体が、この社会

保障費ということに対する増加分、歳出増ということで大変疲弊状態にあるということを御理解いただきたいわけでございます。

よって、国においては幼児教育、あるいは高等教育の無償化の財源は国において一般財源で予算化すべきであると思っておるところでございます。そういった形の中において、その方向ではございますけれども、まだこのことにつきましては具体的に制度化されておりませんので、今この段階で詳しくを申し上げることはできません。

しかし、私ども弥富市といたしましては、来年度から保育料に関しては、この20年間据置きさせていただきました。より高い保育サービス、あるいは継続的な維持のために、公的な負担と利用者負担の適正化を図っていくために、保育料の改定がどうしても必要だということを判断させていただきました。御理解をいただきたいと思います。そしてまた、今、議員もおっしゃったように、今回の改正はそんなに大幅な改定ではないということ、まだまだ県平均に比べますと大幅に安いということも御理解をいただきたいところでございます。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） まだ確定していないという部分もございますけれども、年代を示して、2019年度、20年度にしていくという方向にあるということなので、ぜひそこはもう少し、今踏みとどまって2年間様子を見たらどうかという提案でございます。

そしてまた、財源問題ということで、市長、消費税に対しては反対だと言っていたかまして、私もそのとおりだと思っています。国のほうでは財源は消費税としておりますけれども、私ども日本共産党といたしましても、この財源は消費税とは別の道があるとして提言させていただいております。そもそもこれまで自民党のほうは、社会保障増税の口実にしてきたわけです。昨年の参議院選挙の公約でも、消費税は全額社会保障の財源とし、国民に還元しますと言っていました。今になって増税分5兆円のうち社会保障に使うのは1兆円分だけだったということで、残りの4兆円を教育に使うと言ってきたわけでございます。

では、じゃあその前に言っていた公約というのは何だったのかというふうに疑問は残るわけでございますが、そもそも論として、1989年に消費税が創設されました。これから29年間の消費税の総額は349兆円の税収がございました。これだけ見ると税収は伸びているんだなと思うと思うんですが、じゃあそれが社会保障に回ったのかというと、実際は違ってくるということなんです。同じ時期に、法人税の法人3税というものがございまして、これが281兆円減少しているんです。そして、所得税や住民税も、所得が減ったことや、物価が消費税の分上がったものですから買い控えなどが起こって、266兆円減っているわけです。結局、547兆円が減収になっている。結局、消費税349兆円もらっても、547兆円減収していれば、全く意味がないばかりか、結局はそのそっくりが法人税減税などに消えてしまってい

るというのが実態です。だから、この消費税の財源で社会保障をしていくというのは、市長もおっしゃったとおり、私も間違っているかと思っています。

しかも、庶民がこうした大変な思いをして納税している一方で、大企業は、この減税の恩恵や労働者の下請企業の犠牲もあって、400兆円を超える内部留保をため込むことができたということで、多くの新聞メディア等でも発表されておりますので皆さんも御承知のとおりだと思います。しかも、今国会に至って経団連は、今の法人実効税率、およそ30%程度でございすけれども、それを25%に引き下げよと。しかも、さらにその先には20%台まで減税せよという形で要求しており、企業献金をもらっている自民党としては、その要求に沿って、さらなる減税をしようとしています。今でさえ30%も払わず、連結納税制度などで10%台や20%台にこの法人税はなっております。こうした大企業優遇税制や、中小企業を除いて大企業を安倍政権以前の税率に戻すだけでも、約6兆円の財源が生まれるわけなんです。

また、年収1億円以上の富裕層は、税の負担率が下がっていくということで、年収100億円以上の方は実質負担が14.2%程度しかないということで、これは普通のサラリーマンとちよっと上ぐらいの負担率と……。

〔発言する者あり〕

○7番（那須英二君） 年収100億を超えている場合が14.2%。1億円のところで26%ぐらいなんです、そこからどんどん下がっていくんですよ、実際には。そうした富裕層に対して税制改革を行えば、5.7兆円の財源を確保することができますし、また今、5兆円の軍事費ということでございすけれども、そういった軍事費や不要不急の公共事業を圧縮することによって3兆円の財源を確保することなどなど、さまざまな財源を一般家計を直撃することなく確保することができるということなんです。一つ一つもっともっと細かく説明したいところなんです、今の質問の趣旨はこういう形ではないので、このあたりでとどめておきますけれども、私の言っている財源確保の道は、日本共産党の消費税に頼らない別の道があるという形で検索していただければ、より詳細に載っておりますので、ぜひそちらを見ていただければと思っていますし、市長なんかはぜひそういうことも理解していただきたいと思っています。話をもとに戻します。

そうした内部留保が400兆円以上もあるような企業に、さらに減税していく必要があるのかというと、もともと税金というのは、ゆとりのあるところからお金のない困っている人へという所得再分配の機能がございす。お金のない人ほど負担感の大きい消費税で、こうした社会保障を賄っていくのは間違っているし、大企業や富裕層にきちんとした応分負担をもらって財源を確保して、こうした社会保障財源に充てていただきたいと思っておりますけど、市長はどのようにお考えになりますか。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 御答弁申し上げます。

国の制度設計がまだない状態でございますので、詳しいことは申し上げられませんが、直接的な負担軽減というのは保護者にあるかなあというふうに思っております。そうしたことにおいて、今、保護者が負担していただいていることにつきまして、政府がそれを負担していくというような状況でございますので、この政策につきましては私も賛成するところでございます。そういった形の中で、さまざまな少子化ということにブレーキがかかるとか、さまざまな好転な要因をつくり出していきたいと思っております。

私どもといたしましては、現在、保育所が9つございます。その運営に対して10億以上のお金がかかっております。弥富市の税収は82億7,000万でございます。そういう状況の中で、大変な保育所に対してお金がかかっているということの実態も御理解をいただきたい。そして、保育料の収入はその10億の運営費の中で2億1,000万でございます。そうした形の中において、これが国が肩がわりしてくれるならば、我々としては大変ありがたいなあと、御父兄の方も助かるなあというような状況でございます。

そうした形の中において、この制度設計される場合において、財政力指数に応じてお金を渡すとかいうことのないように、実態としての数字を、それぞれの地方の自治体が保育所にかかっている保育料というような形の中で私はお願いをしていきたいというふうにも思っております。

そういうような形の中で、先ほども言いましたように、まだ制度設計されておられません。2年先のことでございまして。そういった形の中で、今回、私どもといたしましては御父兄の方に、いろんな形で大変かと思っておりますけれども、公的負担と利用者負担の適正化ということについてどうしても考えていく必要があるということで、この保育料の改正をお願いしておるわけでございます。決して値下げということに対しては考えておりませんので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） まだ値下げということではなくて、あと2年とりあえず今のまま現行どおり頑張ってみてはどうかということで、その2年が過ぎれば、無償化になった場合、今、市長がおっしゃったように、保育料が2億1,000万円分、市民の皆さんから御負担があるんだということで、そこを国が肩がわりしてくれればということでございまして。その可能性はあるということになってくるわけです。ただ、実際には分配がどういうふうになっていくかが、詳細を伺ったんですが、そこはまだ出ていないということで、まだその辺はわからないということなものですから、慎重に見ていかなければならないかなと思いますけれども、実際にそういった保育無償化ということで打ち出しているわけですから、何らかの形で来ると思うんです。だから、そこからでも私は別に値上げするということは遅くないんじゃない

かと思っているわけです。今すぐにこの3,000万円を値上げしていくのかと言われたら、あと2年ちょっと頑張ってみて様子をうかがうのも一つの手じゃないかなと思っているわけでございます。また、そうした3歳児以上の無償化が行われたならば、その分の市の財政負担は軽くなるわけでございますが、そうすると市の負担率は下がっていくわけでございますので、そうしたら逆に値上げどころか、3歳児未満の方は値下げすることが可能になってくるんじゃないかなと思うんです。

今、少子化時代ということで大変な思いをしながら子育てしている状況にございます。昔は1人の親が頑張れば何とかかなった時代だったかもしれませんが、今は当然のように共働き時代ということで本当に子育てにも大変な状況になっていると思いますので、そこら辺をしっかりと加味していただきたいと思っているわけでございます。

弥富市は子育てを頑張っている市として、先ほども言いましたように、近隣市町に比べて子供の減少率が少ないわけです。この目玉である方針を崩さずに、これからもしっかりと努力していく方向にこそ、私は弥富の未来があるんじゃないかと思っているわけです。何でも改革で全部全部負担を上げていくということではなくて、こうした目玉の政策はしっかりと守って発展させていくことも必要だと思っています。

また先日、厚生文教委員会のほうで、子どもの貧困について視察研修も行ってまいりました。そちらのほうはまたさらに委員会などを通して、この後、鈴木みどり議員の質問にもございますけど、そういったものを通してながら弥富市でも取り入れられる方法をぜひ検討して改善につなげていっていただきたいと思いますので、その際にはぜひよろしくお願いします。

少子化を何とかしたいと思っているのは、多分、僕も、市長も、市民の皆さんもみんな同じ思いだと思うんですね。苦しい状況は確かに、合併推進債が減ったりとか、大型プロジェクトを抱えていたりとか大変な状況はあると思いますが、私はここが今踏ん張りどきだと思っているわけです。財政が厳しいというふうな中で、国も何でこの保育料無償化が出てきたのかと考えてみると、もちろん少子化対策というのは大前提でございますけれども、子育て世代の強い要求があったからこそ、今、保育料の無償化が言われているんじゃないかなと思っています。

弥富市でもそれは例外じゃなくて、そういった思いがあるということなんですね。現に私が伺ったところ、保育料が安くて入れたから引っ越してきたと、こうした方々の声を聞いております。今回は前回のように保育料の無償化がふらふらどこかへ行かないように注視して頑張ってください、市のほうでもあと2年踏ん張って様子を見ていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 保育料は、先ほども言いましたように、20年間据え置いてまいりまし

た。これは、愛知県で上から数えて2番目か3番目の安さであります。そうした状況の中で、この20年間、私たちは行財政改革を伴いながら子育て支援という形に対して応援させていただきたいという一番大きな趣旨、そういうことに基づいてやってきたわけでございます。しかし、先ほども言いましたように、この行財政改革ということをもっともっと進めていかないと、この3年、5年というような状況の中でさまざまな大型プロジェクトが発生をしてきているというようなことであるとか、そういった形の中で扶助費は増大しているとかいうようなことがあるわけです。保育料の改正を、十二、三%が平均でございますけれども、これは何とか認めていただいて、これはまだまだ県の平均よりも相当安いレベルであるわけでございます。そうした形の中で、大変厳しい状況ではあると思いますけれども、御理解をいただきたいと思っております。

そして、保育料の料金の改正だけでなく、私どもとしては子育て支援という看板を外すわけにまいりませんので、さまざまないろいろなことに対する子育て支援ということについてはこれからも進めていきたいと思っておりますので、ここのところにつきましては、保育料の改正につきましては御理解をいただきながら、一層子育て支援に我々としては努力していくということでございますので、ぜひとも我々の趣旨を御理解いただいて、よろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 確かに、今回の値上げ案でも県平均より安いものになっています。市長がおっしゃられたとおり、子育て支援の看板を外さずに、これからもさまざまな形でやっていきたいということで伺いました。そのことはぜひとも行っていただきたいですが、できたらもう一度2年ということで見えていただきたいと思いながら、このまま同じことを言っているかもしれないものですから、次の質問に変えさせていただきたいと思います。

続きまして、投票所についてでございます。

前回の10月22日の衆議院の総選挙の際に、少くない市民の方から、高齢化などによって体が動けなくなったということで、投票所も遠くなってしまったので行けなくなったということ伺いました。実際に投票率もよくありませんでした。確かに当日は台風の影響で雨風も強くて大変だったということもあるかもしれませんが、実際に投票する気があっても、そこに行けないために断念してしまうようなことがあれば、そこは改善が必要だと思います。

以前に比べて投票所の数も減ってしまいましたが、まずどのような理由で減らしてきたのか、整理してお答えください。

○議長（武田正樹君） 立松総務課長。

○総務部次長兼総務課長（立松則明君） おはようございます。

御答弁させていただきます。

投票所を統廃合した経過につきましては、投票所となっている地域の公民館は新たに住民となった方には場所がわかりにくい、地域の公民館は投票所スペースや駐車場スペースが狭い、衆議院・参議院の同時選挙が行われた場合、5票になるため対応ができない、投票所の照明が暗い、場所が狭い、じろじろ見られている感じがする、投票環境をよくしてほしいなどの市民の方の声があり、その要望に応えるために公共施設に変更してまいりました。

投票所の統廃合により、有権者がふえることによって受付が混雑することが予想されるため、投票所に当日投票システムを導入して受付時間の短縮を図るとともに、名簿対照事務の誤りをなくすなどの理由から統廃合を進めてまいりました。

統廃合を行うに当たっては、区長さんや区長補助員さんに統廃合を行う経過などを説明し、御理解いただき、その後、区長さん方から地区の総会などで説明していただきました。選挙管理委員会といたしましても、投票所の統廃合について選挙日より変更の案内文を統廃合投票所対象地域に全戸配布して混乱のないように対応してまいりました。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 狭いだったりですとか、場所がわかりにくかったりですとか、システムの導入をするために場所がないということでございます。

経費的な部分でもう一つお聞きしたいのは、この投票所を1カ所ふやすと、どれぐらいの経費が今かかっているんでしょうか、お答えください。

○議長（武田正樹君） 立松総務課長。

○総務部次長兼総務課長（立松則明君） 当日投票所の経費といたしましては、人件費などで約36万円、ポスター掲示場設置・撤去等の経費で約24万円、合計60万円ほどでございます。

ただし、投票所の施設によっては、バリアフリーの設備が必要となる場合や選挙によって備品等が必要となる場合があります。また、当日投票システムを使用した場合、初期投資として約65万円ほどが必要となってきます。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 経費的なものに関しては、そんなに大きくないのかなとも思ったりはしますが、市民の御要望等々、スペースが狭いということがございますので投票所を減らしてきたということですが、では、こうした実際に遠くなってしまった人たち、この人たちにどうやって手を差し伸べていけるのかということで私はいろいろ考えてみました。

あるところでは、駅やショッピングセンターなどでも期日前投票ができるそうなんです、こういったことを弥富市でもできないんでしょうか。できないならば、何でできないんでしょうか、まずお答えください。

○議長（武田正樹君） 立松総務課長。

○総務部次長兼総務課長（立松則明君） 駅やショッピングセンターなどで期日前投票を行う

場合、投票場所の確保、周知の徹底を行うことが必要となります。現在、期日前投票所につきましては、期日前投票システムを使用して選挙人名簿登録者の確認を行っております。期日前投票所をふやすと、どちらの投票所でも投票が行えることとなるため、二重投票の防止やシステムの利用が行える環境整備、また投票管理者、投票立会人の確保、投票用紙や投票箱の送致・保管、転出者等の選挙人名簿登録の照会などについての対応が必要となることなどから、駅やショッピングセンターなどでの場所の設置は考えておりません。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 今言ったようなことが問題となってということでございますが、じゃあそれをほとんどクリアができるかなあと思われる、例えば十四山支所で期日前投票を行うことはできないでしょうか。

○議長（武田正樹君） 立松総務課長。

○総務部次長兼総務課長（立松則明君） 十四山支所でも期日前投票所を開設できないかという御質問でございますが、今回の衆議院議員総選挙の期日前投票の状況でございますが、11日間で7,553名の方が行われ、1日平均686.6名でした。前々日、前日の金曜日・土曜日の2日間で4,143名の方が行われ、それ以外の9日間で3,410名で、1日平均で378.9名となります。そのうち、十四山地区の期日前投票所の状況ですが、11日間で963名の方が行われ、1日平均87.5名でございました。前々日、前日の金曜日・土曜日の2日間で569名の方が行われ、それ以外の9日間で394名で、1日平均で43.8名となります。

期日前投票者数は少しずつふえておりますが、期日前投票事由に、天災または悪天候により投票所に到達することが困難であることを追加する公職選挙法の一部改正が平成28年12月2日に公布、平成29年6月1日から施行されました。今回の衆議院総選挙の投票日当日は、超大型台風21号の影響で悪天候が予想されたため、マスコミなども報道で期日前投票を勧めておりましたので特に多くなったと考えておりますので、参考に平成28年7月に行われた参議院議員通常選挙でございますが、17日間で4,505名の方が行われ、1日平均265名でした。前々日、前日の金曜日・土曜日の2日間で1,288名の方が行われ、それ以外の15日間で3,217名で、1日平均214.5名となります。そのうち、十四山地区の期日前投票状況でございますが、17日間で540名の方が行われ、1日平均31.8名でございました。前々日、前日の金曜日・土曜日の2日間で166名が行われ、それ以外の15日間で374名で、1日平均24.9名という状況でございます。

十四山支所での期日前投票所開設につきましても、二重投票の防止やシステムの利用が行える環境整備、また投票管理者、投票立会人の確保、転出者などの選挙人名簿登録の照会などについての対応が必要となってくることや現状も踏まえ、現在の1カ所だと考えておりま

す。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） システムの導入や立会人の確保については、以前、合併前とございましたので、それは私はできるんじゃないかなと思っておりますし、るるお話しいただきましたけど、今回は特別、期日前投票が台風の影響で多かったからと、前回だとその半分ぐらいしかないよというお話でございました。私が言いたいのは、投票に行きたくても行けない人たちの投票に行ける手だてを整えていかなければならないということで、ぜひそういう人数にかかわらず検討していただきたいということでございます。

また、そういうことも踏まえながら別の手だても考えていかなければならないんじゃないかなと思っております。その方策といたしましては、例えば選挙期間中、毎日の定期便を、期日前投票所を置くことができないとなるならば、ここにバスを待機させて、または以前あった投票所や公民館等に集合場所を設けて、その時間にバスを配備させまして、例えば健康フェスタのような形で送迎という形でできないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（武田正樹君） 立松総務課長。

○総務部次長兼総務課長（立松則明君） 健康フェスタのときのように送迎ができないかという御質問ですが、今回の衆議院議員総選挙のように急に解散するようなこともあり、いつどこにどのような大きさの車を用意するか、また利用者はどのくらいあるのか、またその費用についてなどいろいろな課題もあり、現在のところは考えておりません。

現在、総合社会教育センターで期日前投票所を開設しています。しばらくの間、御不便をおかけしますが、新庁舎完成後は新庁舎で開設しますので、コミュニティバスを御利用いただき、期日前投票にお越しいただけたらと考えております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） まず、利用者がどれだけいるかわからないし、配備がどれだけできるかわからないということですが、あらかじめ検討しながら何時何時に迎えに行きますということでしっかりとお知らせをして、それに来られるような形の方は、その送迎バスを利用するということが対応できるんじゃないかと思えますし、また、新庁舎に移れば、今のところは社教センターなものですからなかなか不便があるものですからということでございましたけれども、コミュニティバス、例えば新庁舎になった場合は新庁舎のところにもちゃんとまるんですけれども、ただ実際はコミュニティバスは二、三時間に1本、十四山の東部でいえば午前・午後の1本ずつしかないという状況でございます。例えば、十四山東部の方が午前中の投票に行きたいということで投票へ行きました。じゃあ帰りはどうするんでしょう。午後まで待つんでしょうか。そんなことは絶対にできないわけですよ。だから、選挙用の投票ができるような送迎バスを考えていただきたいということでございます。

また、大阪の千早村や島根県の浜田市などでは、逆に投票所を移動する移動投票カーというのがございまして、そういった形で工夫されて投票できるようにしているところもございしますが、そうした移動式の投票なんかはいかがでしょうか。

○議長（武田正樹君） 立松総務課長。

○総務部次長兼総務課長（立松則明君） 少しでも投票率を向上させるためにという議員の御提案ですが、こちらのほうもどちらの投票所でも投票が行えることとなるため、二重投票の防止や安全面でございます。あと、投票車の開設時間の周知の徹底、天候等にも影響され、また車内に投票の秘密保持対策、投票環境対策などをする必要もありますので、現在のところは考えておりません。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 確かに今回のような台風がありますと、その台風のさなかに移動して投票するというのはなかなか困難があるのかなあと思います。だから、まだまだ確かに課題は残っておりますので、これからそういう先進事例を取り入れつつ、全部やらないということではなくて、何とかこうした投票の意思があるのに行けないような人たちをどう救って、どうこの人たちを投票所に連れていくことができるようにしていくのか、こうした視点で考えていただきたいということでございます。そういった方々がいるならば、実際にいたんですけれども、こんな悲しいことはありませんし、そういった方をなくしていきなきゃならないと思うわけでございます。

私がるるいろいろ提案させていただいたのは、そういった方々をどう救うかということでいろいろ考えさせていただきました。私は現実的に行うことができるんじゃないかなと思うのは、送迎バスのほうで対応ができるんじゃないかと思いますので、ぜひそうしたことをしっかりと今後検討していただきながら、より多くの市民の方の声が届くように努力していただきたいと思っております。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 那須議員から、さまざまな選挙における投票所問題につきまして、いろんな角度から御質問をいただいたわけでございます。これらの御質問につきましては、選挙管理委員会のほうにしっかりと私どもとしては、議会でこのような話が協議されたということにつきまして、御報告申し上げていきたいと思っております。選挙管理委員会といたしましても投票率を上げていくことが最大の使命であろうと思っておりますので、よろしく御理解いただきたいと思います。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） ぜひ投票率を上げるため、こうした悲しい思いをなくすために、今後の改善に期待いたしまして、質問を終わらせていただきます。

○議長（武田正樹君） 暫時休憩します。再開は10時55分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時45分 休憩

午前10時55分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（武田正樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

大原議員が出席されました。

次に三浦義光議員、お願いします。

○11番（三浦義光君） 11番 三浦義光でございます。

通告に従いまして、今回、2項目の質問をさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

それではまず、学校と地域が連携した防災ということでございます。

11月18日に、白鳥小学校の作品展の開催とあわせて、小学校並びにPTAと学校内の地域自主防災会との合同防災訓練が行われました。おくれで11月23日の中日新聞の尾張版に概要が紹介をされておりましたが、この訓練に参加をさせていただき非常に有意義なものであったわけですが、気がついた点並びに今後の合同訓練開催について、市側に質問、要望をしていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

災害時、学校は防災計画に基づいた迅速かつ的確な防災措置を講ずる必要があります、まず第1に子供たちの命を守らなければなりません。弥富市内の小・中学校では子供たちを対象とした避難訓練や防災教育は実施されていると思いますが、学校の立地する環境や学校規模、通学する児童・生徒の通学方法など、各学校によって状況は多少異なってくると思います。

4年ほど前にも一般質問させていただいたのですが、各学校ではそれぞれの実情を踏まえて防災マニュアルを作成されているというようなことでございましたが、災害発生時に児童・生徒たちの命を守ることはもちろん、登下校時の安全確保や災害後の教育活動の再開を図ることが求められております。各学校では、地震、災害に関して、事前・発生時・事後の一連の流れを考えていると思われます。地震発生と同時に児童・生徒たちがみずから行う安全確保行動、先生方が行う指示、救助、応急手当などの緊急対応、その後の2次対応といったしまして、地震に関連して起こり得るであろう津波、火災などへの対応を示し、一連の流れを発生時間帯によって変えていくフローチャートの中で、命を守る、その後の立て直しをそれぞれの危機管理について作成されていると思います。昨年の十四山での防災訓練の映像は拝見をさせていただきましたが、ここ1年の小・中学校で行われた防災訓練、特筆すべきものを紹介していただきたいと思います。

あわせて、11月に弥富市内の小・中学校で防災教育の一環として行われましたアイリンブ

ループプロジェクトについて、中日新聞11月11日の夕刊並びに11月20日の朝刊に掲載・紹介をされておりました。私も、弥富北中学校、白鳥小学校に植栽のお手伝いに急遽行かせていただいたわけですが、弥富市地域防災フォーラムにおいて弥富市と海南病院で広げるプロジェクトとして、多くの方々からの支持の声のもと本年に至ったと聞いておりますが、改めてこのプロジェクトの詳細もあわせて聞きたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（武田正樹君） 八木教育部長。

○教育部長（八木春美君） 各小・中学校の防災訓練の状況でございますが、特別活動として、火災・地震・津波などいろいろな災害を想定して、実践的な避難訓練を各学期2回程度実施しております。

学校ごととしましては、大藤小学校の地震・津波避難訓練では、全児童が救命胴衣を着て、大藤保育所、大藤児童館、弥富はばたき幼稚園と合同で弥富中学校へ避難し、弥富中学校も参加して校舎3階へ避難する合同訓練を実施いたしました。

十四山西部小学校では、救命胴衣を着用し、海翔高校への避難訓練をすることで連携が図られています。

十四山中学校では、校区内の避難場所の所在を確認し、避難場所へ出かけ、地域の方々の意見交換を行い、中学生として災害時にどのようなことができるかを考える地域の方々の避難行動訓練を実施いたしました。

次に、アイリンブループプロジェクトの詳細についてでございますが、このプロジェクトのきっかけは、本年4月19日、総合社会教育センターで海南病院主催、弥富市共催により地域防災フォーラムを開催いたしました。この地域防災フォーラムは、アイリンブループプロジェクト実行委員会代表の菅原淳一氏を講師としてお招きし、東日本大震災3・11を忘れることなく地域防災を見詰め直し、市民の防災意識の高揚を図ることを目的に、特別講演、短編映画上映会、ミニシンポジウムなどが行われました。ミニシンポジウムでは海南病院の山本院長が座長を務め、講師と災害派遣医療チーム、行政などの各代表により、災害からどのように地域を守るのかなど話し合いが行われましたが、これを機に弥富市としてアイリンブループプロジェクトに取り組むことといたしました。

アイリンブループプロジェクトとは、3・11東日本大震災で石巻市の6歳の少女、愛梨ちゃんが亡くなった場所に咲いた奇跡の花、白いフランスギクを植えて命の大切さを未来につなげ、教訓として見るだけでも心の防災教育になるように、震災を伝える希望の花になるように願いを込められたプロジェクトでございます。

このフランスギクをまずは市内の小・中学校に植栽し、防災意識を高めようということで、児童・生徒の協力を得て11校に植栽を終了いたしました。さらに、保育所や一部の公園にも

広げていきたいと思っております。

なお、今後はフランスギク「あいりちゃん」を株分けや挿し木などでふやし、毎年、被災地に送り続け、2020年完成予定の国営石巻南浜津波追悼復興祈念公園に集めて花畑をつくるための協力をしていく予定であります。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 三浦議員。

○11番（三浦義光君） まず、最初のほうの各学校の積極的な訓練ということでございますけれども、紹介いただいた3校の事例でしょうか、単年ではなくて毎年恒例の訓練として続けていっていただきたいと思っています。

また、アイリンブループプロジェクトということでございますけれども、11月30日に市内全域の小・中学校の植栽が終了したというような記事も中日新聞に載っておったわけでございます。愛梨ちゃんに思いをはせ、東日本大震災の津波被害、悲惨な出来事を風化させずに、児童・生徒の皆さんにいつまでも防災意識を植えつけていっていただきたいと思っております。

次の質問です。

東日本大震災前は、ほとんどの学校が緊急時の避難場所に指定されているにもかかわらず、避難所運営に関する知識や行動マニュアルを先生方が共有しているとは言えませんでした。震災後、各学校では防災マニュアルの見直しを行い、避難所運営マニュアルも作成されてきました。避難所の運営は行政が中心となって行いますが、円滑な運営のためには、学校、地域の方々の協力が不可欠であり、連携を深めていくことが必要であります。学校を拠点として、行政、地域、子供たちをつなぐネットワークを構築し、子供たちには貴重な知識や経験を得る機会ともなります。

そこで、今後起こり得るであろう南海トラフ大地震など、今までの想定を上回る自然災害に備え準備していくことは言うまでもないということですが、学校が地域において果たす役割や避難所として機能するまでの果たす役割について、地域から信頼される学校づくりを目指してもらいたいと思っております。そして、大規模災害のときには、学校だけで児童・生徒たちの安全を確保することが難しい状況ということも考えられます。地域住民の皆さんや行政などと連携をした体制整備が重要となってくると思います。

こういったことから、学校防災マニュアルの作成の段階から、家庭、地域、行政などの関連機関と共同で作業に当たることが望まれます。その際には、防災の専門家の意見を取り入れることも大切ですし、新しい組織を立ち上げるのではなく、既存の委員会組織などを活用することで負担軽減にもつながると思います。さらには、中学校では生徒が防災マニュアルの作成にかかわることも考えられ、安全が確保された範囲での防災時のボランティアなどに参加することで、安全な社会を形成する一端としての意識を高めることになると思います。

そこで現在、市内の小・中学校の防災マニュアルなんですけれども、地域との連携に関してはどのように明記をされておるのでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（武田正樹君） 八木教育部長。

○教育部長（八木春美君） 各小・中学校の防災計画では、教職員による避難所開設時の協力、救助活動手順を明記しており、市からは実際に避難所が開設された場合のマニュアルが配布されております。避難所の運営マニュアルでは、避難所運営は避難所を利用する地域の方々の自主運営とし、施設管理者、職員と協力して運営することとしております。

また、児童・生徒の行動マニュアルはありませんが、平成27年度に十四山中学校を中心に、防災教育を中心とした実践的安全総合支援事業として、地域との連携のもと、防災訓練を実施しました。この訓練内容を冊子にしております。

実際に災害が起きたときは、自分で判断して行動したり、進んで地域の防災・救護活動に参加しなければなりません。このような防災訓練を通して、進んで地域の人たちに協力できる姿勢を育てていきたいと思います。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 三浦議員。

○11番（三浦義光君） 具体的な地域との連携を特別記したというようなことのマニュアルではないということでしょうか。確かに、現段階において学校と地域、自主防災会という別組織ということであります。交流などがまだまだ不十分というようなことであるということ、今すぐマニュアル化というようなことではないのでしょうかけれども、これまで以上の学校と地域の防災についての交流をお願いしていきたいと思っております。

あと十四山中学校での訓練、冊子があるということですが、また後ほど拝見をさせていただきたいと思っております。

それでは、次の質問に移っていききたいと思います。

関連するサイトや情報誌などには、さまざまと地域と連携した防災訓練の先進的事例が掲載されております。神奈川県横浜市の小学校では、総合的な学習の時間における防災教育プログラムを展開し、学校、地域、保護者の代表者から成る連携防災教育推進委員会を設立し、防災マニュアルなどの協議をし、既存の学校行事を生かした宿泊防災訓練や保護者防災教室の実施を継続実践しておるということでございます。そして、これらの取り組みによって、学校・家庭・地域の3者間での災害時の行動基準の共有や地域防災訓練への参加者の増加ということで成果を上げているということでございます。

そして、もう一校、静岡県西伊豆町立の中学校の事例ということでございますけれども、教科などを横断した防災教育プログラムを展開し、校舎3階に1人1箱の備蓄品スペースを確保、高齢者との交流や地域貢献活動を継続実践しているということでございます。これらの取り組みによって、生徒による地区防災訓練の企画や防災活動の発信を通じた地域の防災

意識向上という成果を上げているということでございます。

冒頭での白鳥小学校での防災訓練というのは参加して承知をしておるということですが、ほかの弥富市内の小・中学校において地域と連携をした防災訓練というのは行われてきているのでしょうか。具体的な訓練内容も含めてお聞かせください。

○議長（武田正樹君） 八木教育部長。

○教育部長（八木春美君） 学校と地域との連携した防災訓練でございますが、十四山中学校は地域と連携し、夏休みの出校日を利用して、毎年想定を変えながら避難訓練を行っています。さらに、地域の人と避難所体験を行い、中学生としてできる役割を考え、炊き出し班、施設管理班、給水班、物資班、救護班の5つのグループに分かれて体験活動をしたこともありました。十四山中学校に避難非常階段が設置されたことを機に、地域の自治会、自主防災会、青パト隊、女性の会、保育所、防災NPO等、多くの諸団体と強固に連携できるようになりました。このような連携の形を引き継いで、11月に白鳥小学校が地域諸団体と連携して避難訓練を実施いたしました。

他の学校におきましては、弥生小学校は弥生保育所と連携した避難訓練、大藤小学校は大藤保育所、弥富はばたき幼稚園と連携して弥富中学校までの避難訓練、栄南小学校は毎年、大藤小学校と6年生が地域の自治会の人たちの協力で防災キャンプを実施しています。日の出小学校は、ひので保育所、桜保育所と連携した避難訓練を、十四山西部小学校は海翔高校と連携した避難訓練、弥生小学校や桜小学校、弥富北中学校は、地域の自主防災会が避難訓練の一環として、地震避難の際、校内に入るための防災ボックスの解除の仕方を訓練するなど、少なからず地域と連携はしていますが、まだまだ一体となった防災訓練・避難訓練とは言えない状況であります。以上です。

○議長（武田正樹君） 三浦議員。

○11番（三浦義光君） 十四山中学校での避難訓練ということですが、この訓練がどの学校でも行われているという形が最高の形ではあるかと思えますけれども、小学校と保育所、また小学校と中学校といった連携した訓練に関しては非常に有意義な訓練であろうと思います。継続的なものにしていただきたいと思います。

それでは最後に、災害時学校は、子供たちの命を守ることが一番の使命であります。本来、学校は安全・安心な場所であればなりません。東日本大震災では、継続的な避難訓練と防災教育によって、岩手県釜石市内の小・中学校の生存率が非常に高く、釜石の奇跡と言われていました。学校で保護している子供たちが災害で亡くなることがいかに重大で、あってはならないことであり、子供たちの命を守るに、学校として組織的に仕組みを確立させ、いつ起こるかわからない災害について最新の知識をいつも持っていることが大切だと思います。

今回の質問の根幹であります。学校間の合同訓練や自治体単位での訓練の実施など、さ

まざまな規模や形態が考えられますが、東日本大震災では津波の危険を察知した中学生の避難行動を見て地域住民が避難し、助かった例もありました。被災後の避難所運営などについての対応訓練も大切ですが、津波の被害が考えられる地域では、地域一体となった避難訓練が必要となってくると思います。

最後に、今回、白鳥小学校防災訓練に御尽力いただきました教育長に統括して質問をしていきたいと思いますが、白鳥小学校において隔年で行われる作品展開催時に、再度、地域と連携した防災訓練をとというようなことも言われておるわけでございます。しかしながら、今回の訓練に参加させていただきまして、私、少し気がついた点をここで述べさせていただきたいと思います。

まず、今回は準備期間が余りなく、地元区長会並びに自主防災会との意思疎通が不十分であったこと、こういった踏まえて、学校と地域での防災意識の非常に温度差があったというようなことを感じました。学校と地域を連携する危機管理マニュアルについて、より具体的に明記されたものを作成する必要があるんじゃないかというようなことも感じました。次回の訓練をより有意義にしていくためにも、いろいろこういったことを踏まえまして、教育長、最後をお願いをいたします。

○議長（武田正樹君） 奥山教育長。

○教育長（奥山 巧君） 御答弁申し上げます。

私自身、地域の自主防災会の役員として3年間、防災訓練、避難訓練とかかわってきました。そこで感じたのは、地域の人たちの防災意識が決して高くなく、参加意欲も希薄であると感じました。参加者も、一番頼りになる20代から50代の方は少なく、小・中学生に参加協力を依頼しても、ほとんど参加者がいませんでした。どうしたら子供や若い世代の人たちが参加してくれるかと考えた末に、白鳥小学校の作品展の学校行事とタイアップして、親子で徒歩での避難訓練をし、そこに地域の自主防災会の協力で一般住民の方も参加するという今回の白鳥小学校の形を学校と相談しつつ推進していきました。5月から動き始めたのですが、地域と連携といってもどこを通して連絡していったらよいかわからなく、また自治体と自主防災会の組織形態も各地区さまざまで困惑し、連絡もおくれ、当初なかなか理解が得られないこともありました。しかし、そういう中で議員の皆さん、PTA、危機管理課、各地区自主防災会、消防団、西尾張防災ボランティアネットワークの会等、多くの諸団体の御協力で、2回の事前打ち合わせの結果、実現することができました。

市内の各学校も、地域とどのように連携して一体となった防災訓練、避難訓練をやっているかわからない状況であると思っています。白鳥小学校の連携を一つのお手本として、今後、自主防災会と連携した訓練ができるように、校長会等を通じて推進していく所存です。

子供と保護者が避難すれば、必ず一般住民もついてきてくれることがよくわかりました。

白鳥小学校の参加者は約750名でした。今後は、学校と自主防災会との連携をもとにした避難訓練のデータや反省を積み上げて、学区ごとに危機管理マニュアル的なものをつくり上げていければと考えています。

中学生が率先避難して住民を助けた釜石の奇跡を再現するのか、住民と避難先を迷っているうちに津波の被害に遭った小学校の悲劇になるのか、子供と住民の命を守る防災教育のさらなる推進を図っていく所存です。

○議長（武田正樹君） 三浦議員。

○11番（三浦義光君） 今回、白鳥小学校と学区内の自主防災会との防災訓練でございましたが、これは初めての試みということでありました。後日、小学校のほうからアンケートをまとめていただいたものを郵送していただいて、それを少し拝見させていただいたということで、その中で保護者の方々、地元住民の方々、さまざまな御意見があったということでございます。私なりにこのアンケートを見ながら感じたことを少し述べさせていただきたいと思います。

避難経路における危険箇所の発見ができたというようなこと、避難時の集合場所は再確認ができたというようなこと、避難時間の長さ、もうちょっと短縮できないかというような御意見もございました。しかしながら、この日、訓練の日なんですけれども、雨が降っている寒い日でありました。災害が天気のいいばかりと限るわけではないわけであります。避難時の歩きにくさ、道路や脇の側溝の水たまりを回避しながらというようなことで、逆にこれが実践的な訓練になっていったのではないかと考えております。校長先生も、今回に限らず、また2回目、3回目の地元防災会との連携した訓練を望んでおるというようなことでございます。十四山中学校で行われているような訓練であったり、よりスキルアップした訓練を早い段階から計画して行っていただきたいことを要望いたしまして、1項目めの質問を終わりたいと思います。

それでは、2項目めの地域まるっと中間管理方式の考え方についての質問に移ります。

ことしの3月議会の一般質問において最後に少しお尋ねをしたんですけれども、土地改良法の改正に伴い、農地中間管理機構が預かった農地を農家負担なしで整備する優遇制度について、本年の9月、土地改良法の一部が改正ということで正式に施行されたということで、新たに機構関連事業を実施できることとなりましたので、改めて具体的に質問をさせていただきたいと思います。

中間管理事業については、これまでも何度も質問をしてきたということでございます。事業自体の詳細ということは省きたいと思っておりますけれども、農業は国民の食物を生み出す基幹産業でありまして、このためには優良な農地は欠かせません。しかしながら、平成に入ってから農家は高齢化し、離農や相続によって農家がどんどん減る一方で、次第に耕作

放棄地がふえていくのではないかという心配が出てきております。

日本の農業は、小口の農家が集まって農地は個人所有であり、パッチワークのように農地は分散されております。そして、これまでは必要な農道や用排水路などの基盤は共通していることから共同体で農業を行っていくほうが効率よく、集落単位でこれまでは行われてきました。しかしながら、個人所有で分散した農地では、土地を守る意識も働いて権利調整が難しく、現在でも分散化は解消できておりません。この生産効率の悪さは、農業全体のコスト高につながり、収入減でしかなく、農家の所得は伸びていないのが現状でございます。つまり、日本の農業はもっと効率化して競争力を高め農家の所得を上げていかなければならないという政府の考えでありましたが、これまでの政策としてうまくいっていないというような現状でございます。

中間管理事業では、分散化された農地を集積し、農業経営を拡大したい担い手に利用させて、効率化イコール収入増を図る、簡単に言えば、農家から小規模な土地を貸してもらい、一つにまとめて経営規模の大きな農家に任せるというものでございます。農地の提供者は中間管理機構に貸し、農地の利用者は中間管理機構から借りるということで、個人間の貸し借りではなく、安心感が高まります。その結果、農地の集積化は進み、農業は効率化されていくという狙いでもあります。

これまでも行われてきた農地を集積する政策では基本的には売買が中心になっており、中間管理機構のような受け皿はありませんでした。賃貸が中心で、農家をやめようと思っている、または現に農業ができない農家のうち土地はまだ手放したくない層でも、これが利用していけるのではないかと考えております。

弥富市におきましても、平成27年度には新規並びに円滑化事業の横滑りということで中間管理機構に預け入れをされた方が数多くおりましたが、その後、28年度、29年度においてどれぐらいの集積があったのでしょうか。面積、そして集積率ともどもお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（武田正樹君） 橋村開発部長。

○開発部長（橋村正則君） 平成27年度分からお答えをさせていただきます。

平成27年度の農地中間管理事業による集積面積は195.4ヘクタールでございます。市内の対象水田面積が1,610ヘクタールでございますので、集積率は12.1%となります。

続きまして、平成28年度の集積面積でございますが62.3ヘクタールでございます、集積率は3.9%となります。

平成29年度におきましては、10月末現在まででございますが、集積面積は13ヘクタールで、集積率は0.8%となっております。

3カ年の合計では、面積が270.7ヘクタール、集積率といたしまして16.8%でございます。

以上でございます。

○議長（武田正樹君） 三浦議員。

○11番（三浦義光君） 27年度、農家の皆さんの決断で多くの方々が中間管理機構へ利用権設定をされたというようなわけでございますけれども、その時点でちゅうちょされた方、自作を決断された方という方々が、その後急激に預け入れをという気持に移るということはなかなか難しいことでもあります。集積のスピードが鈍化するというのは否めないような気がいたします。

それでは、JAなどで行っております円滑化事業などでの集積面積、こちらのほうは現在どのような形になっておるのでしょうか、お聞きいたします。

○議長（武田正樹君） 橋村開発部長。

○開発部長（橋村正則君） 平成29年10月末現在の農地中間管理事業以外の農地利用集積円滑化事業などによります集積面積につきましては約358ヘクタールでございます。率といたしまして22.2%になります。先ほどの農地中間管理事業による面積と合わせますと、全体での集積面積は629ヘクタールとなり、率といたしまして39.1%となります。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 三浦議員。

○11番（三浦義光君） 約4割をちょっと切っているというようなことでございました。これを踏まえて、次の質問に移っていきたいと思っています。

愛知県農業振興基金の理事長の言葉ということでございますが、農地中間管理事業を進めてきて、地域づくりの視点が弱い点に不安を感じていると述べられております。愛知県は、温暖な気候、東京・大阪の中間に位置し、名古屋という大消費地を抱える立地条件のもと、全国有数な農業県となっております。しかしながら、集落全員で農地を守る、いわゆる集落営農の先進県ということでもございましたが、いつしか、みんなで助け合い協力し合う相互扶助の精神が成り立っていた集落営農の取り組みも、構成員の高齢化ということで消滅していく現状であります。再び集落全員が農地を守るという共通認識を持ち、集落営農組織の設立を急ぐ必要があるというような形で説いておられます。

そして、冒頭でも述べましたが、3月議会での質問内容の農地中間管理機構が賃借権を取得した農地を対象とする土地改良事業を円滑に実施するための改正について、改めて具体的な内容が発表されていますので、質問をしていきたいと思います。

中間管理機構への貸し付けが増大しておりますが、基盤整備が不十分で行われていない農地については、担い手の借り手がないというおそれがあります。一方で、機構に貸し付けた所有者が基盤整備のための負担を用意するということはなく、このままでは農地の集積・集約が進まなくなる可能性があるということでもあります。

そこで、農業者の申請がなくても、県が農業者の費用負担や同意を求めず基盤整備事業が

できる制度を創設いたしました。農水省は、農業者の同意を求めないことについて、事業が行われる可能性があることを説明しております。県は事前に地元説明会を開く、換地を行う場合は各権利者の同意を得るなど、農地の使い勝手をよくするメリットがある事業だというようなことを説明しております。

いよいよ本年9月25日、土地改良法の一部が改正され、新しい事業が実施できるようになったわけであります。機関関連事業には5つの要件があるというようなことで説明をされておるわけでございますけれども、1に、事業対象農地の全てについて農地中間権が設定されていること、2つに、各団地の合計面積（事業実施範囲）が10ヘクタール以上であり、かつ各団地が一定の要件に適合すること、3つ目に、機構の借入期間、中間管理権の存続期間ということでありますが、事業計画の公告日から一定期間以上であること、4つ目に、本事業の実施により担い手への農用地の集団化が相当程度図られるということ、最後に5つ目、本事業の実施により、事業実施地域の収益性の向上が相当見込まれるというようなこと。以上でございます。

この中での2番目の面積要件、10ヘクタール、これぐらいの面積であればクリアできるような集落があるのではないかなというようなことであります。次の質問項目にもかかわってきちゃうんですが、100%集積されている、このまると中間管理方式であります。現在、集積が50%を超えていないような集落では、そもそもなかなか実現は難しいのではないのかなというようなこと、この先事業を進めていくのに非常に難しいお話ではなかろうかなと思います。市内の10ヘクタール以上で50%以上の集積がなされている集落というのはどれぐらいの件数があるんでしょうか、お聞きをいたしたいと思います。

○議長（武田正樹君） 橋村開発部長。

○開発部長（橋村正則君） 農地中間管理事業により50%以上の農地が集積されている集落につきましては、5集落でございます。そのうち、集落内の農地面積が10ヘクタール以上ある集落は、5集落のうち4集落となっております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 三浦議員。

○11番（三浦義光君） 全体的では40%がちょっと切れているということをその前に説明を聞いたわけですが、なかなか中間管理事業だけで50%以上達成している集落、非常に限定的な地区しかないのかなというようなことでお聞きをしたわけですが、予想どおり少ない地区なのかなというような感じでございました。

先ほどから申しておりました、このまると中間管理方式、今現在理想的な事業に加入できそうな、現実味があるというような集落は4カ所に限られてくるのかなあというような感じがいたしました。

それでは、ここまでの地域まると中間管理方式についてでございますが、先ほども述べ

ましたが、100%の中間管理権の設定が集落にとって最も苦勞する要件であろうと思います。安城市で開催をされましたこの事業の研修会において、集落内に納税猶予がかかっている農地には、残り数年で猶予が切れる状況においても、今すぐ永年の納税猶予に切りかえて事業に参加していただくことを推奨しておったわけであります。そこまでしなければ実現できないのかなというようなことは個人的には思ったわけでありますし、ちょっと進め方が乱暴ではないのかなというような感じもいたしました。しかしながら、事業実施の可否を決する一番最初の問題であるわけでございます。いたし方ないのかなというような感じもありました。

先ほど述べました3つ目の機構の借入期間については、事業計画の公告日から15年以上ということで、これに関しては3月議会において、まだ具体的な数字が出ておらなかったわけで、そのときに同様の一般質問に対しての市長の御答弁をいただいております。その中でも、弥富市は都市近郊の農家であり、農地に関しても2局面存在し、守ることと攻めることがあるという内容でございました。無理やり事業を始めても、開発という面では足かせになっていく話であります。発展にマイナスというような今後の見通しもあるというようなことであります。

この件に関しては後ほど市長に伺うといたしまして、4つ目の担い手への集団化要件については、集落に自分まだやりたい、自作をしたいという希望の農家が存在していても、一般社団法人を設立していれば、法人が担い手となりますので、担い手への集団化率は100%ということになるそうです。この一連の機関関連事業の実施を希望する集落は、地域まるっと中間方式に取り組めるということを愛知県農業振興基金は勧めております。愛知県下においては三河の1地区、稲作ではありませんけれども、実施準備地区があるということでございます。

この方式に関して市の考えをと思っておったわけでございますが、まだまだなかなか詳細まで決定をされていないというような形でありますので、今回は紹介だけにとどめさせていただきたいと思っております。

これからの中間管理事業といたしまして、土地改良法の一部改正に伴って、弥富市内の農地中間管理機構関連農地整備事業がどのように変わっていくかというようなこと、また3月議会での答弁に関しての再確認とあわせて、最後に統括して市長にお伺いをいたします。お願いをいたします。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 三浦議員に御答弁申し上げていきたいと思っております。

農地中間管理事業でございますけれども、先ほど私どもの所管の開発部長が答弁しましたように、弥富市内農地中間管理事業による集積面積は270ヘクタールの集積率は、全体で1,610ヘクタールあるわけでございますけれども、16%というような状況になっております。

しかし、この28年、29年が、先ほどもありましたように、少し数字としては少なくなっているかなあということでございます。しかしながら、この集積率は県下でもとても多い集積面積だということを知っているとございまして。また、従来の円滑化事業であるとか農協に作業委託されている面積等を含めると、市内農地の約6割が、今、担い手農家を中心とした事業になってきているというような状況でございます。

さらに、今後ますます農家の高齢化、あるいは後継者不足というようなことが進めば、近い将来は80%ぐらいの農地の集約が見込まれるのではないかなあと思っております。中間管理機構の当初の目標であるのが、平成35年を目途として集約化を80%になるように努力目標としていこうというようなことがあるわけですが、そういった形の中においては、私ども弥富市もそういうような方向に行けるのではないかなあというように思っております。

しかし、その一方、議員もおっしゃったように、私どもとしては、名古屋港や高速道路に隣接していることによる本市の利便性のよさが、市内の農地を農地以外に利用したらいいという要望も多くなっておるわけでございます。今後の本市の発展を考慮しますと、そのような要望を取り入れていくことも大変重要なことになるだろうと思っております。まさにこのところは農業委員会の大変大事なお仕事だと思っておりますので、私どもの意向も踏まえて、しっかりと農業委員会のほうで精査をしていただきたいと思いますと思っております。

この集約化に対して1つ大きな障がいがあるといえれば障がいかもしれませんけれども、先ほど三浦議員もおっしゃったように、農地中間管理権という形の中で発生しますと、15年間という形の設定になります。15年間は農地の転用ができないというような状況の足かせがはめられますので、この辺のところの問題になってくると思っております。こういった形の中において、今後の中において地権者とのさまざまな話し合いを十分していくような形で、このことを、あるいは東海農政局等も踏まえて議論をしていかなきゃならないと思っております。

○議長（武田正樹君） 三浦議員。

○11番（三浦義光君） ありがとうございます。

10年後、20年後の先を見越した土地利用を市行政は目指していくということは十分大事なことであろうかと思います。しかしながら、農業従事者の高齢化、後継者の農業離れというのは今後もますます進行していくと思われます。折しも11月30日ですか、東海農政局で中間管理事業の推進に向けての研修会というのが名古屋のほうで行われたわけでございます。そちらのほうに出席をさせていただきました。東海三県の先進事例4カ所の発表をお聞きした

わけであります。一様にすばらしい農地集約でありまして、水田作業の効率が図られたというような発表でございました。

弥富市内においても、このような農地集約ができ得る集落があるように思われます。先ほども50%以上、今現在中間管理事業に集積されている地区、これはこの地区が最有力候補になろうかと思うわけでございますけれども、何はともあれこの地区に関してもリーダー的な存在の方がお見えにならないと成り立たないのかなというようなことを感じました。

今後の農地集約を望みつつ、今回の私の全ての質問を終わらせていただきます。

○議長（武田正樹君） 暫時休憩します。再開は午後1時とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時44分 休憩

午後1時00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（武田正樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に江崎貴大議員、お願いします。

○2番（江崎貴大君） こんにちは。2番 江崎貴大でございます。

通告に従いまして、大きく2題、質問をさせていただきます。

まず初めに、昨年の12月議会においても同様の質問をさせていただきましたが、今回また改めて質問をさせていただきます。

どなたも言われておりますが、これからの日本は高齢社会に足を踏み入れ、その傾向がますます強まっていくことが予測されております。2025年には、市内のひとり暮らしの高齢者は約2,180人とも見込まれております。その中でも成年後見制度というものが存在していましたが、今後、その需要がさらに増大していくことが見込まれます。

ここで、成年後見制度を簡単に説明すると、高齢者や障がいのある人の財産を守り、生活を支援する仕組みが成年後見制度です。認知症、知的障がい、精神障がいなどによって判断能力が不十分な場合、例えば悪徳商法にだまされて財産を失ってしまうなど、本人が損害をかぶることがあります。このような事態を防ぐのが、成年後見制度の役割です。具体的には、その本人にかわって財産を管理し、生活を支援する人、成年後見人などを選んで、その人が本人の権利を守ります。

成年後見制度は、認知症の高齢者など判断能力の低下した方の意思を尊重し、その権利を守るための制度です。ふだんは余り意識しないかもしれませんが、私たちは契約社会の中で生きています。日常の買い物をしたり、病院で診療を受けたり、老人ホームに入所するのも全て契約で成り立っています。契約するためには判断能力が必要ですが、判断能力が衰えてしまった方は、適切な契約を結ぶことができず、かえって悪徳業者にだまされて契約するな

ど、消費者被害を受けることもあります。また、在宅で生活したいのに施設に入れられてしまったり、または自分が希望しない老人ホームに入れられてしまったりなど、身の回りの生活のこともきちんと配慮されなければなりません。

成年後見制度は、家庭裁判所から選任された成年後見人が、家庭裁判所の監督のもと、高齢者などの判断能力の衰えた方の権利を擁護するという制度です。元気なうちから成年後見制度のことを知っておくことが必要です。

弥富市においても、先月、11月16日に成年後見制度の啓発講演会を昨年引き続き行い、私も参加してまいりましたが、啓発活動に努めておられると思います。昨年は民生委員さんを中心に、ことしは福寿会の皆さんを中心に、多くの市民の方に成年後見制度を理解していただいたものと思っております。

一方、国においても制度整備を進めております。平成28年5月に成年後見制度の利用促進に関する法律が施行されました。成年後見制度利用促進基本計画については、同年9月に利用促進会議より利用促進委員会に意見を求め、29年1月に意見を取りまとめ、3月に促進会議にて基本計画の案を作成の上、閣議決定をされました。今後、市町村は国の計画を勘案して市町村の計画をつくることができます。弥富市において、この成年後見利用促進基本計画をいつどのように策定する予定があるのか、お伺いいたします。

○議長（武田正樹君） 山下福祉課長。

○福祉課長（山下正巳君） それでは、議員御質問の成年後見利用促進計画をいつどのように策定する予定かという御質問にお答えさせていただきます。

国の示しました成年後見利用促進基本計画において、おおむね5年間の計画期間といたしまして平成29年度から平成33年度までの期間としております。市町村の成年後見利用促進基本計画の策定につきましては、促進法第23条第1項において、国の基本計画を勘案し、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策について基本的な計画を定めるよう努めるものとされております。

当市の基本計画策定についてでございますが、国の示しました基本的な考え方や今後の施策目標を勘案いたしまして、当市における状況等を調査・検討いたしまして、各関係機関との連携を深めていきながら、各種施策の目標を定めていきたいと考えております。時期につきましては、現在策定しております障がい福祉計画等との整合性を含めて検討してまいりたいと思っております。以上です。

○議長（武田正樹君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） 高齢者だけでなく、障がい者の方にも必要な制度でありますから、障がい福祉計画との整合性をとりながら、今後進めていただきたいと思います。

続きまして、この計画のポイントとして、生活状況等を踏まえた診断内容について記載で

きる診断書・鑑定書の策定というものがございます。医師が診断書を作成するに当たっては、福祉関係者などが有している本人の置かれた家庭的・社会的状況などに関する情報も考慮できるように、本人の状況などを医師に的確に伝えることができるようにする必要がありますと言われております。医師と本人の関係が、日ごろからなじみで、いい関係性が保たれている状況であれば問題ないのですが、医師と本人との関係もさまざまであろうかと思えます。

そのような中、医師が本人の置かれた生活状況、例えば食事や寝起きの可否、家族の手伝いの要否など、幅広い支援状況を理解した上で診察できるのかなどといったところで、今後、医師の負担が大きくなることが懸念され、医師の確保が問題になると思いますが、どのように準備していくお考えでしょうか。

○議長（武田正樹君） 山下福祉課長。

○福祉課長（山下正巳君） 今回、国の策定いたしました計画におきまして、本人の生活状況や必要な支援の状況等を含め、十分な判断資料に基づき判断することができるよう、本人の状況等を医師に的確に伝えることができるようにするための方策について検討するとともに、その判断について記載する診断書のあり方についても検討するとされております。市といたしましては、今後、そちらの検討結果を参考にしてまいりたいと考えております。

また、医師の確保等につきましては、本市の基本計画策定の段階から、医師会等関係機関との連携を図りながら進めていきたいと考えております。以上です。

○議長（武田正樹君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） もう一つ、計画のポイントとして、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりがあります。地域連携ネットワークに求められる機能として、制度の広報、制度利用の相談、制度利用促進、後見人支援、不正防止があり、その求められる役割としては、権利擁護支援の必要な人の発見、支援、早期の段階からの相談・対応体制の整備、意思決定支援、身上保護を重視した成年後見制度の運営に資する支援体制の構築が上げられます。地域連携ネットワークに加わる人材、組織としてどのような人材が必要であると把握していますか。

○議長（武田正樹君） 山下福祉課長。

○福祉課長（山下正巳君） 地域連携ネットワークには、医療、福祉、司法関係団体、社会福祉協議会、地域包括支援センター、自治会や民生委員等の地域関係団体、民間団体やNPOなど、本人の意思や状況を継続的に把握できる方々が必要であると考えております。以上です。

○議長（武田正樹君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） 今、多種多様な職種、人材を上げていただきましたが、それは市だけで賄えるのでしょうか、それとも周辺地域を巻き込まないとできないのでしょうか。

○議長（武田正樹君） 山下福祉課長。

○福祉課長（山下正巳君） 地域連携ネットワークづくりにつきましては、市単独か、近隣市町村との連携か、これから検討をしていきたいと考えております。

また、地域連携ネットワークを構築して上でコーディネートを担うことができる中核機関として、成年後見センター等の設置についても検討が必要であると考えております。以上です。

○議長（武田正樹君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） ただいま、成年後見センターの設置の検討という話がありました。この成年後見センター、愛知県で見ても、この西尾張地域と三河の一部、設楽町、東栄町、豊根村を除いて、ほぼ全域で設置されております。この地域だけが空白地域となっている状況です。

その中でも、一宮市は尾張後見ネットというグループがあります。尾張後見ネットは、五、六年ほど前に社会福祉士の方が、弁護士、司法書士、行政書士など、成年後見制度を担う各種専門職に声をかけて誕生したそうです。尾張後見ネットは、一宮市では認知が広がっているそうです。また、一宮市の社会福祉士、弁護士、司法書士、行政書士が、たまたまですが、成年後見制度に対し、熱意を持って取り組む方が多かったことも相まって、尾張後見ネットには多くの相談が来るそうです。尾張後見ネットでは、毎月第2土曜日に相談の事例研究を行っていて、社会福祉士、弁護士、司法書士、行政書士に業務を引き継いでいるそうです。一宮市に関しては、後見センターのかわりになる組織が自然とでき上がっているのも、海部地域と比較しても進んでいると言えます。ぜひ、この空白地域でも設置を検討していただきたいと思います。

この支援を行う際の中核機関として、政府は現在取り組みを行っているNPO、社会福祉協議会を中心に、そのまま活動を継続していくことを期待しています。例えば愛知県の知多地域では、NPOが中心となって取り組んでおります。

さて、弥富市としましてはNPO、また社会福祉協議会はどのような取り組みをしているのでしょうか。

○議長（武田正樹君） 山下福祉課長。

○福祉課長（山下正巳君） 弥富市の社会福祉協議会では、成年後見受託事業といたしまして、成年後見制度に関する弁護士相談を毎月第1水曜日に実施し、その相談件数につきましては、平成28年度は15件、今年度、11月現在ではございますが、16件となっております。

また、成年後見制度普及啓発事業といたしまして、先ほど議員もおっしゃられましたが、平成27年度から講演会を開催し、参加人数は平成28年度が26名、今年度も11月16日に開催されました講演会等につきましては約200名の参加がございました。

また、日常生活自立支援事業の中で、成年後見制度や申請書の作成、あと添付書類等につきましても相談を受けている状態でございます。

あと、市内で後見制度に関する活動をしているNPOにつきましては、市では把握しているところはありません。以上です。

○議長（武田正樹君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） NPO、社会福祉協議会以外にも、支援を担い得る諸団体があると思いますが、その他の団体ではどの程度の取り組みを行っているのでしょうか。

○議長（武田正樹君） 山下福祉課長。

○福祉課長（山下正巳君） 他の団体の取り組みについてでございますが、弥富市地域包括支援センターの業務の中で権利擁護に関する業務があり、関係機関への引き継ぎや申し立てについての手続などを行っていただいております。他の団体につきましては、申しわけありませんが把握はしておりません。以上です。

○議長（武田正樹君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） 成年後見センターの話に戻ろうと思いますが、この成年後見センターをつくろうという動きが今ございます。こちらを中核機関として進めていただきたいと思います。9月21日には、ささえあいセンターの佐藤さんが呼びかけ人となり、成年後見センター検討会議のキックオフがなされました。11月16日には第2回の検討会議が開催され、私も参加させていただきました。飛島、蟹江の関係者の方もお呼びし、それぞれの現状を聞いたり、センターで行うことになりそうな業務の整理をしました。

このように現場レベルで話が進んでおりますが、市長はどの程度把握されているのでしょうか。また、設立に向けて市長のお考えをお伺いします。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 江崎議員に御答弁申し上げていきたいと思っております。

今、私ども弥富市では、さまざまな形で身体に障がいのある方、精神・知的に障がいのある方が2,000人を超えてまいりました。そしてまた、介護認定を受けておられる方が1,800名を超えているような現状でございます。これは、今後ますます増加してくるというようなことであろうと思っております。そういう人たちが親亡き後に、さまざまな形における不利益をこうむらないために、我々はしっかりとサポートしていかなきゃならないわけでございます。先ほど議員のほうからも、その人数の多さということが御指摘にあったとおりでございます。

そういった形の中で私どもとしては、この成年後見制度の対応といたしましては、社会福祉協議会、あるいは地域包括支援センターの中におきまして、一般的な相談であるとか、親族等が申し立てをする際の指導・助言をさせていただいております。また、行政の窓口とい

たしましても、福祉課におきまして同様の対応と、２親等以内の親族がいない場合や、その親族に申し立ての意思のない場合に行うことのできる市長申し立ての業務を行っておるところでございます。

しかしながら、この後見制度につきましては、まだまだ周知だとか制度内容の理解が十分でないということは私どもも認識をしているところでございます。また、その対象となってみえる方がどのような形で相談に行ったらいいのだという形で迷ってみえるというような状況もあろうかなあと理解をしているところでございます。

そうした形の中で、今後、弥富市の成年後見制度の窓口として、先ほども言いましたように、社会福祉協議会であるとか、あるいは地域包括支援センターのＯＢでもございます佐藤さん等を中心に連携を深めて、先ほどもありましたように、障がい者福祉計画を平成30年から向こう３年間でしっかりと策定していかなきゃならないとなっております。そうした形の中で、先進地の自治体のほうも研究をさせていただきながら、何とかこの障がい者福祉計画、あるいは30年から始まります計画に対して、センターと言うと少し大げさになるかもしれませんが、しっかりとした窓口というようなことを盛り込んでいけたらと思っているところでございます。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 江崎議員。

○２番（江崎貴大君） 計画の中でアプローチしていただけるということで、すごく心強いと思っております。今後また成年後見センターのようなものが進んでいけばなと思っておりますので、お願い申し上げて、次の質問に移らせていただきたいと思います。

続きまして、午前中の中那須議員の質問と同様なテーマではございますが、私からも選挙について質問をさせていただきます。

昨年の参議院議員通常選挙より、18歳、19歳まで選挙権が拡大され、選挙に対する意識を社会全体で、またマスコミ報道で高めようとしております。その一方で、実際には選挙に対する意識は年々薄くなりつつあり、投票率の減少が問題視されております。つい先日も選挙がございました。先般の第48回衆議院議員総選挙の投票率はどれくらいだったのでしょうか。また、過去の選挙と比較するとどうだったのでしょうか。

○議長（武田正樹君） 立松総務課長。

○総務部次長兼総務課長（立松則明君） 今回の衆議院議員総選挙の投票率は53.86%で、平成28年7月に行われた参議院議員通常選挙の投票率は55.57%で、1.71%の減少でした。平成26年12月に行われた衆議院議員総選挙の投票率は55.09%で、今回の衆議院議員総選挙と比べますと1.23%の減少でございました。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 江崎議員。

○２番（江崎貴大君） 弥富市においても、例外なく投票率が下がってきております。投票率

が減少してきている原因の分析はどのようなものになっているのでしょうか、お聞かせください。

○議長（武田正樹君） 立松総務課長。

○総務部次長兼総務課長（立松則明君） 分析までは行っておりませんが、そのときの政治状況や政治離れ、また投票日の天候にも影響されると考えております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 江崎議員。

○２番（江崎貴大君） 継続的に投票率が下がっている現状をどうにかしないといけないと私自身も思っております。

近隣の蟹江町では、投票率向上を促進するために、投票された方にポケットティッシュや入浴剤など、粗品を配布するなどの工夫をされています。選挙期間中の啓発等、弥富市においてもさまざまな手を打って投票を促す努力をされているかと思います。投票率の向上に対して現状行っていることをお伺いいたします。

○議長（武田正樹君） 立松総務課長。

○総務部次長兼総務課長（立松則明君） 投票率向上に向けての啓発活動につきましては、選挙だよりの発行、横断幕、懸垂幕、立て看板による啓発、ポケットティッシュの配布による啓発、公用車や同報無線による啓発などを行っております。

また、市の選挙におきましては、市民の皆様選挙に少しでも関心を持っていただくように標語の募集を行い、表彰もさせていただいております。

また、未来の有権者である小・中・高生に対し、選挙に関する講義や模擬投票などを実施することにより、就学時から選挙の重要性を認識してもらうために、県選管主導のもと、選挙出前トークを開催しております。今年度は、７月10日に海翔高校の２年生を対象に開催させていただきました。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 江崎議員。

○２番（江崎貴大君） 投票啓発のための補助金が国から出ていると思いますが、こちらの補助金はどのような用途に使っているのでしょうか。

○議長（武田正樹君） 立松総務課長。

○総務部次長兼総務課長（立松則明君） 弥富市としましては、ポケットティッシュと公用車に啓発用のマグネットをつくらせていただいて張って、公用車に乗るときに啓発に使わせていただいております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 江崎議員。

○２番（江崎貴大君） それも一つの方法ではあると思いますが、投票所に足を運んだ結果、粗品をいただくなどの体験をしてもらうことによって次に結びつく、そういう方法もあると私は思います。

次に、投票率の向上に対して、今後の考えをお伺いいたします。

○議長（武田正樹君） 立松総務課長。

○総務部次長兼総務課長（立松則明君） 今後につきましては、選挙出前トークを初め、啓発活動を継続して行っていまいります。投票率向上に向けての新たな啓発活動につきましては、他市の事例等を参考にして取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） 他市の事例の研究の結果、わかりましたら、また教えていただけたらと思います。

投票率向上に向けて、投票済み証明書の提示でさまざまなサービスを受けられるという店舗が全国では見られます。このようなことを商工会と協力して、このような啓発活動を検討されることはないでしょうか。

○議長（武田正樹君） 立松総務課長。

○総務部次長兼総務課長（立松則明君） 投票済み証の提示でさまざまなサービスを受けられるという店舗が全国的に見られるが、商工会と協力して検討をなされてはというような御質問でございますが、投票済み証は投票のあかしとして発行されるものではありませんが、法的根拠はなく、投票済み証の発行は各市町村の選挙管理委員会の判断に委ねられ、発行していない選挙管理委員会も一部ありますが、弥富市としましては発行させていただいております。

全国的に、商店街などが自主的に投票率アップと地域の活性化の試みとして、投票済み証を提示することでさまざまなサービスの提供を行っているところがありますが、その場合でも実質的な法的根拠がないこと、利益誘導や買収につながるおそれがあることなどから、注意して行っていくこととなります。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） 店舗の自主的な活動と捉えるということでしたね。検討なされないという答弁だったと思います。

それでは続きまして、期日前投票について伺いたいと思います。

期日前投票が延びてきているということが報道でもなされておりますし、肌感覚でもそのように感じます。今回の衆議院議員総選挙における期日前投票と投票日の投票率の内訳をお伺いいたします。また、過去の選挙と比較するとどうだったのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（武田正樹君） 立松総務課長。

○総務部次長兼総務課長（立松則明君） 今回の衆議院議員総選挙の期日前・不在者投票者数は7,653名で21.32%、当日投票者数は1万1,1652名で32.54%でした。平成28年7月に行われた参議院議員通常選挙の期日前・不在者・在外投票者数は4,596名で12.81%で8.51%の増

加、当日投票者数は1万5,337名で42.76%で10.22%の減少でした。平成26年12月に行われました衆議院議員総選挙の期日前・不在者投票者数は4,035名で11.56%で、今回の衆議院議員総選挙と比べて9.76%の増加、当日投票者数は1万5,201名で43.53%で、今回の衆議院議員総選挙と比べまして10.99%の減少でございました。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） 今回は、投票日の悪天候が予測されていたということもございますが、それを差し引いても期日前投票が延びてきている現状があると思います。那須議員の質問では、期日前の投票の投票所をふやす考えはありませんかという質問で、考えていないという答弁だったと思います。

では、常時が難しいのであれば、利用者の多い曜日や多い時間帯がわかっているのも、その時間帯・曜日に臨時投票所を設置するという考えはございませんか。また、期日前の休日でイベント等がある際、その会場、またはその付近に臨時投票所を設置するなどの方法の考えはありませんか。

○議長（武田正樹君） 立松総務課長。

○総務部次長兼総務課長（立松則明君） 議員言われるとおり、期日前投票者数については少しずつふえてきております。また、先ほども議員言われましたとおり、今回の衆議院議員総選挙の選挙当日は、超大型台風の影響で、マスコミ等がかなり報道されたということで、特に多くなったと考えております。

投票しやすい環境づくりのためにという議員の御提案でございますが、特定の日に関し期日前投票所としてイベント会場や、その付近の施設を期日前投票所として使用する場合は、投票場所の確保や周知の徹底を図ることが必要となります。現在、期日前投票所につきましては、期日前投票システムを使用して選挙人名簿登録者の確認をしております。期日前投票所をふやすと、どちらの投票所でも投票が行えることとなるため、二重投票の防止やシステムの利用が行える環境整備、また投票管理者、投票立会人の確保、投票用紙や投票箱の送致・保管、転出者等の選挙人名簿登録の照会などについての対応が必要となることなどから、イベント会場などでの臨時投票所の設置は考えておりません。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） 今、結論として、休日のイベント等がある際の臨時投票所の設置はできないということでした。

それでは、利用者の多い曜日、多い時間帯がわかっているのも、那須議員の質問の際は前日・前々日の投票率が伸びているという回答があったと思いますが、その曜日、その時間帯に臨時投票所を設置するという考えはございませんか。

○議長（武田正樹君） 立松総務課長。

○総務部次長兼総務課長（立松則明君） 金曜日、前々日・前日の土曜日について期日前投票所をイベント会場とか、どこかの会場にという御質問でございますが、今のところ、先ほどお話しさせていただいたようないろんな状況もありますので、その辺を踏まえて別の場所ということは現在のところ考えておりません。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） イベント会場だと場所の確保ができないということだったと思うんですけども、イベント会場じゃなくて、普通に期日前投票を投票する人が多い時間帯・曜日に設置するということはできないでしょうか。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 江崎議員に御答弁申し上げます。

これは午前中の那須議員のほうからも、選挙において投票率を高めていくためのさまざまな工夫というか、手段というか、方法をお話しいただいているわけでございます。このことにつきましては午前中も話しましたように、選挙管理委員会の委員長等にしっかりと御報告申し上げ、また協議をさせていただく場があればなあと考えております。そして今回、いろいろな角度から出された問題につきまして、慎重審議させていただきたいと思っておりますので、御理解賜りたいと思います。

○議長（武田正樹君） 江崎議員。

○2番（江崎貴大君） 最初に質問させていただいたときに、五、六個できない理由を述べていただいたと思います。その一つ一つを少しずつでもいいんで潰していって、前進していけばいいなというのが私の思いでございます。ここで私が提案したようなものが実現不可能ということであれば、投票率が上がるようなほかの施策を講じられるようお願い申し上げまして、私の質問を終えさせていただきたいと思います。

○議長（武田正樹君） 次に鈴木みどり議員、お願いします。

○6番（鈴木みどり君） 6番 鈴木みどり。通告に従いまして、質問をさせていただきます。

子どもの貧困対策と生活困窮者について、お伺いしていきたいと思います。

11月6日、7日と、厚生文教委員会で視察に行きました。行き先は、1日目に大阪府箕面市で子どもの貧困対策についての取り組みを視察しました。2日目は東近江市において、生活困窮者支援について視察をしてきました。これは、この6月議会におきまして堀岡議員が一般質問をしています。今回、厚生文教委員会を代表して再度の質問になりますが、よろしく願いいたします。

最初に訪れた箕面市では、人口の伸び率が大阪府内トップクラスと伺いました。平成20年から子育てしやすさ日本一を政策の柱に、住みよさランキング大阪府内5年連続第1位です。転入されてくる方のほとんどが、子育て中の方だとお聞きしました。国のモデル事業の中か

ら特に子どもの貧困対策で先進的に取り組んでいる箕面市では、子どもの貧困対策を改善していくために、また包括的に子供の教育全般をサポートする取り組みなど、学ぶべきところがたくさんありました。

まず、箕面市の子どもの貧困対策についてですが、生活困窮者世帯の子供たちが、みずからのハンディを打ち破り社会に巣立っていくために、そして貧困の連鎖を断ち切ることを目的に、教育委員会や学校等が各種機関と連携して、乳幼児期から小学校、中学校、高校を卒業するまで切れ目なく子供の状況を把握してサポートし続けることが必要と、早期に必要な支援を行うために子ども成長見守りシステムを構築しました。これは、社会経済的背景の情報に加え、子供の学力や非認知能力等の状況を組み合わせることで、学習や学校のみならず、日常生活においても困難を抱える子供を早期に発見し、その課題に対する行政支援を適切かつ速やかに行うことを目的としています。非認知能力とは、意欲、自制心、やり抜く力、社会性などを指しています。

箕面市では、9年間の小中一貫教育を通して、子供たちの学力・体力・豊かな心をバランスよく育むため、平成24年度から全ての市立小・中学校の全ての学年の児童・生徒を対象に、独自の箕面学力・体力・生活状況総合調査ステップアップ調査を実施しています。

生活状況調査では、意欲、自信、社会性、家族、友人、学校とのつながりを調査します。この3つの調査の結果データを子供一人一人にひもづけして、データベース的なシステムとして、東京書籍が構築し、管理・運営しているステップアップシステムが存在しています。

教育概要として1つ目は、箕面市独自の公募による保護者委員が中心の教育委員会体制の確立です。公募委員が過半数を占める教育委員会構成で、保護者目線の教育改革を実行してみえます。また、教育委員会が子供に関することを一元的に取り組むことにより、さまざまな部署による問題を総合的に見ることが出来ます。公募は若い方が多いそうです。市民側では、PTAのOBやOGなどが中心となり、青少年を守る会が各学校区で活発に活動しています。このように、私たちは住民の意識が高いことに感銘しました。

そこでお聞きしたいのですが、弥富市の教育委員会では、子どもの貧困状況についてどのように情報を得ているのか、また委員会としての取り組みはありますか。問題がある場合はどのように対処されているのでしょうか、お聞きします。

○議長（武田正樹君） 八木教育部長。

○教育部長（八木春美君） まず、貧困についての把握でございしますが、どの状況において貧困というか定義が難しい面があります。教育委員会としては、経済的な部分において就学援助制度にて学用品購入費や給食費の援助をさせていただいておりますので、その対象者の把握はできております。

次に、取り組みとしまして、貧困世帯に限定することなく、学習面においては勉強がおく

れがちな児童・生徒さんに対して、全部の小・中学校ではありませんが、希望者には夏休み等を利用して先生により個別に学習指導をしていただいております。きめ細かな指導により基礎・基本の確実な定着を図り、学力向上に努めております。体力向上への取り組みとしましても、そのための予算は別枠を設けて必要な物品をそろえたり、工夫した授業の取り組みをしております。問題が生じた場合には、教職員、教育委員会で相談を受けるとともに、必要な関係機関へつなぎ、協力して支援をしております。

子どもの貧困対策に関する大綱についてにもありますように、子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう教育の機会均等を図っていくとともに、成長段階に即した切れ目のない支援をしてまいります。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 鈴木議員。

○6番（鈴木みどり君） 2つ目に、平成27年から全学年で、毎日、英語教育を実施しています。小学校1年から中学校3年まで毎日15分、外国語指導助手を各小学校に1名から2名配置しています。また、外国語指導助手は、教室だけでなく行事にも参加してみえるそうです。

3つ目には、施設一体型小中一貫校を2校設置し、そのほかの学校でも、幼稚園・保育所を含む校区連携型小中一貫教育を推進しています。

貧困の連鎖を断ち切るためには、生活困窮者の子供に対して最低限の手当てをしてあげるだけでは不十分と考え、ハンディを打ち破る強い力、自分で将来を選択できる能力、親の状況に呪縛されない自身、連鎖を自分で断ち切る気概、これを高いレベルまで引き上げて社会に送り出す、あるべき取り組みとして生まれてから社会に出るまで18年間ずっと見届ける仕組み、子供の情報を蓄積し、切れ目をつくらぬよう支援しています。環境因子のある子供を把握し、悪い兆候があれば、早期に支援を開始する。高い自負心を養うことを目標に置き、その時々に応じた支援を行う。これは市町村にしかできない取り組みです。

もう一つは、学力保障・学習支援事業により、成果として学習意欲の向上が見られます。授業支援員、スクールソーシャルワーカーなど、教育現場における加配の人的支援体制を手厚く行っています。

学校教育の中から子どもの貧困を捉えてきた箕面市でしたが、箕面市の担当者は熱意のある人でした。箕面市では、子どもの貧困対策を実現することができた3つのポイントとして、1. 組織体制の整備、教育と子育てに係る支援の一元化、2. 学力・体力・生活状況総合調査（子どもステップアップ調査）、3. 個人情報保護条例の改正、この3つがあったからだと思います。

6月議会の答弁で、新庁舎にあわせて子育て世代包括支援センターを開設する計画で、連携しながら支援をしていくとお答えいただいております。現在の様子と、困窮における子育て世代包括支援はどのようにしていく予定なのかをお聞きします。

○議長（武田正樹君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） 新庁舎建設にあわせ、整備・開設を予定している子育て世代包括支援センターは、妊娠期、出産直後、子育て期と、各ステージを通じて地域の関係機関が連携して切れ目のない支援を行う事業でございます。

現在、妊娠届出書提出時のアンケートや聞き取りにより支援が必要かどうか判断をいたしまして、子育て等の支援が今後必要であると思われる方に対し、保健師等が相談支援を行っております。子どもの貧困、困窮支援ということではなく、子育てが円滑に行えそうにない方、ネグレクト等の虐待のリスクのある方の支援を行っております。虐待の原因の一つが、貧困・困窮から来る場合があると考えられますので、その原因解決に向けて、相談、支援、連携を図る必要があると考えております。

○議長（武田正樹君） 鈴木議員。

○6番（鈴木みどり君） また、連携の中で、子どもの貧困支援は、子育てから学校教育まで子供にかかわる一元化は支援をしていく中で必要ではないかと考えますが、教育の立場からこの一元化はどう考えてみえるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（武田正樹君） 八木教育部長。

○教育部長（八木春美君） 現在、児童・生徒においては、身近にいる教職員が日ごろの教育活動の中で児童・生徒の異変ぶりにも気を配り、懸念がある場合には、保護者の暮らしぶり、家庭の状況等を校内委員会で情報共有し、対応しております。また、必要であれば、教育委員会、保健・医療・福祉の行政機関、児童相談センター等に協力を依頼しております。

児童福祉と教育の連携につきましては、子供の発達段階に応じた学習機会を提供していくことが有意義であり、子育てに関する窓口サービスの一元化を図っていく必要があります。したがって、保健福祉部局と教育委員会等の子育てにかかわる部署において、類似・関連する施設についての企画・立案・調整を一元的に行う担当者、いわゆるコーディネーターの設置が望まれますが、開設予定の子育て世代包括支援センターについては、今後、運用のあり方を決定していくことになります。

いずれにしても、教育、保育、保健、その他の子育て支援を提供している機関のほか、児童相談センター、保健所といった地域における保健・医療・福祉の行政機関、児童委員、教育委員会、医療機関、学校、警察等に対しても利用者支援事業の周知を積極的に図るとともに、連携を密にし、利用者支援事業が円滑かつ効果的に行われるよう努めていかなければならないと考えております。以上です。

○議長（武田正樹君） 鈴木議員。

○6番（鈴木みどり君） ありがとうございます。

それでは、もう一つの視察地、東近江市では生活困窮者支援について学んできました。モ

デル事業の実施として、平成25年に自立相談支援、家計相談事業、生活困窮家庭の子どもへの学習支援、また関連事業として若者サポート就労支援事業に取り組んでいます。

弥富市でも、平成27年4月から社会福祉協議会に生活困窮者自立支援事業を委託し、生活自立支援センターを設置しています。任意事業として、家計相談支援、就労準備支援、学習支援事業がありますが、弥富市では任意事業は実施していないとのことでした。しかし、就労・家計相談などの支援も自立支援事業の中で行っているとお聞きしましたが、任意事業との違いはどんなことでしょうか、お願いします。

○議長（武田正樹君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） 当市の自立相談支援事業では、就労支援、家計相談については、相談者の複合的な課題にできる限り幅広く対応するために、就労意欲のある方とハローワークへの同行や、家計の状況改善の指導を行うなどの相談の初期段階における支援を行っております。

任意事業における就労準備支援事業は、就労に向け準備が必要な方を対象として、一般就労の準備としての基礎能力の形成に向けて、最長1年間の集中的支援を実施するものでございます。

また、家計相談支援事業は、家計に問題を抱えている生活困窮者からの相談に応じ、相談者とともに家計の状況を明らかにして、相談者へ必要な情報提供や専門的な助言・指導を行い、早期に生活が再生される支援を実施するものでございます。

○議長（武田正樹君） 鈴木議員。

○6番（鈴木みどり君） 私たちが注目したのは、若者就労サポート支援事業と子ども学習支援です。若者就労サポートは市の単独事業で、まだ就職していない若者に対する就労支援です。仕事をする環境になじむために、市内のボランティアや企業と協力関係を築き、その連携により就労準備支援の場所を提案し、成功体験ができる場をつくっています。28年度では相談してきた人のほとんど、16人中15人が就労に結びつくという結果を出しています。これは、求職者だけではなく、企業側にも好評を得ているそうです。職につけばいいという考えではなく、いかに定着してもらえるかまで考えて取り組んでいます。

また、若者就労支援については、視察先では担当部署としての商工労政課も大きくかかわっていました。

弥富市では、若者就労サポートとして何か取り組んでいることはありますか。

○議長（武田正樹君） 大河内商工観光課長。

○商工観光課長（大河内 博君） 御質問の件でございますが、市単独では就労サポート事業は行っておりませんので、愛知県のハローワーク津島の事例を紹介させていただきます。

本年10月号の市広報に掲載いたしました内容でございますが、ハローワーク津島の主催で、

新規高等学校卒業予定者などの就職機会拡大を図ること及びハローワークを利用して求職活動をする一般求職者の早期就職を進め、管内企業の人材確保を支援するため、今年度より新しい取り組みとして、採用に意欲的な管内企業23社による海部津島合同就職フェアを10月25日、津島市文化会館で開催され、当日は参加企業による企業探検セミナーも開催し、事業や仕事内容の説明を受けた後、就職面接会も実施されました。セミナーの出席者38名、企業との面接者57名と伺っておりまして、11月22日現在におきましては、市内の企業3社のうち1社で1名が採用され、1社で採用選考中ということは確認しております。

今年度初めて企画された催しですが、参加企業及び求職者から就職フェアについて評価も好評でありまして、平成30年度以降も開催するということは確認ができました。さらに、ハローワーク津島において、就職を希望される方々が一日も早く御自身の希望される安定した仕事につけるよう、職業紹介を初めとしたさまざまなサービスを提供しております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 鈴木議員。

○6番（鈴木みどり君） 市単独ではやっていないとのことでしたが、今年度よりハローワーク津島主催での新しい取り組み、海部津島合同就職フェアの開催はとてもいい取り組みだと思います。参加企業による企業探検セミナーなどのネーミングもおもしろい企画だと思います。

また、東近江市の子ども学習支援の取り組みは、協力してくれるセンターや大学、NPO法人がたくさん存在していて、子ども学習支援において協力体制がとりやすい環境でした。学習支援では、生活保護世帯や就学援助受給世帯等の中学生が対象です。残念ながら、弥富市ではNPOもまだまだ少ないし、近くに大学があるわけでもありませんが、弥富市独自として子供への就学支援は何か考えられていることはありますか。また、なければ今後どうしていくのかをお聞きしたいと思います。

○議長（武田正樹君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） 生活困窮者自立支援制度では、任意事業として子どもの学習支援事業がございまして、生活保護世帯や生活困窮家庭の子供たちが支援の対象となりますので、学習のできる環境や場所などに配慮し、学力だけでなく専門的な知識等を有する人材の確保が不可欠となります。既に実施している市を研究して、今後に役立てていきたいと思っております。

○議長（武田正樹君） 鈴木議員。

○6番（鈴木みどり君） 子供たちの居場所をつくる学習支援は、東近江市でも子供たちのプライバシーが守れるかどうかにかかっているそうです。本市において、とても参考になる視察でしたが、できることとできないこともあるかと思います。しかし、トップに学び、でき

ることはやっていくという強い意気込みは必要かと考えます。両市とも行政が本気で取り組んでいました。そして、そこにつく職員の方の熱意も感じました。弥富市においても、適材適所で能力が発揮できる担当割りも必要かと思います。

最後に、市長の見解をお聞きしたいと思います。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 鈴木議員に御答弁申し上げます。

今回、議員の皆様方の中で大阪府の箕面市、そして、これは滋賀県ですかね、東近江市という形の中で生活困窮支援ということ、あるいは子どもの貧困ということについて、先進地を御視察いただいたということでございます。

その中で多くの御質問をいただいているわけでございますけれども、これは本当に自治体間格差があるということをもまず私どもは鈴木議員のさまざまな御質問等において感じるところでございます。そういった形の中で、この自治体間の格差イコール自治体の悩みということが浮き彫りされるわけでございますけれども、しかし愛知県というところにつきましては、昨年12月に愛知県が県内の小・中学校の保護者を対象に実施されました愛知県子ども調査並びに、ひとり親家庭等実態調査という形で集計がまとまっておりますけれども、県内の子どもの貧困率というのは、全国平均では16.3%ぐらいがその対象だそうでございますけれども、県内ではそれが大幅に低い5.9%というような形で報告がされております。この要因につきましては、私が申し上げるまでもなく、ものづくり愛知というような形の中で自動車・機械等の製造業が大変盛んに行われておるわけでございます。そうしたことの関連も含めまして、1人当たりの県民所得が非常に高水準であるということが、こういったような子どもの貧困だとか生活困窮ということについては、少し他の都道府県よりもいいかなあというように言われております。

そのテーマは非常に大きくて、福祉から教育までという形の中で非常に幅が広いわけです。そして、生活支援であるとか、あるいは経済的な支援、あるいは医療費の支援という形で当市でもやっているわけでございますけれども、これだけではまだ足りない、これだけではまだ足りないという形で、次から次へいろんな御要望等もあるわけでございます。そうした形の中で、これからどう応えていくかということが私たちとしても真摯に考えていかなきゃならないところだろうと思っております。

弥富市で今やっている一例を申し上げますと、例えば保育所の待機児童ゼロというようなことも、これはそういった形で貢献しているんじゃないかなあとか、あるいは中学3年生までの子ども医療費の完全無料化ということについても、全ての子供が対象でございますので、ある意味では貧困家庭の子供さんに対して救う施策になっているというようなことだと考えております。

いずれにしても、このようなことは、ただ一過性のものではあってはならないと。継続することに非常に意義があると思っておりますので、そういったテーマというものを具体的にどう見つけていくかということが、これからの私どもとしても課題だろうと思っております。そういった形の中で、これは私どもだけで、行政だけでできないというようなこともございますので、市民の皆様の連携というか、いろいろとお助けもいただきながら、こういった子どもの貧困であるとか、あるいは生活困窮支援ということについても、今後しっかりと取り組んでいきたいと思っておりますのでございます。

○議長（武田正樹君） 鈴木議員。

○6番（鈴木みどり君） ありがとうございます。

子育てするなら弥富でをさらに進展させていただき、妊娠期から社会に出るまで一貫した手厚い支援で子供を見守っていくという、先進地を学び、ハンディーのある子供たちが、そのハンディーを打ち破ることができる強さを持つことができるよう、市としてできることを考えていただきたいと思います。

また、就労支援につきましても庁外の企業との連携をとっていただき、さらに幅広い支援をしていただくことを要望して、今回の質問を終わりたいと思います。

○議長（武田正樹君） 暫時休憩します。再開は午後2時15分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時06分 休憩

午後2時15分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（武田正樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に炭竈ふく代議員、お願いします。

○13番（炭竈ふく代君） 13番 炭竈ふく代でございます。

通告に従いまして、1点目に公共施設再配置計画及び個別施設計画の策定についてお伺いをいたします。

初めに、先月、総務建設経済委員会視察で、岡山県の瀬戸内市と兵庫県伊丹市へ行かせていただきました。視察2日目の兵庫県伊丹市では公共施設マネジメントの取り組みについて、専任部署である施設マネジメント課の担当職員の方から説明をいただきました。伊丹市では平成23年度の公共施設白書の作成で、施設情報の集約や市民意識調査などに始まり、27年度には公共施設再配置計画の策定及び基本条例の制定など、これまでの経過として、現状の見える化から基本方針、そして個別方針へということで、28年度からは再配置基本計画に沿った事業の具体化を図っているとのことでした。

そこで、本市の今後の取り組みでございますが、さきの9月議会で朝日議員から、本市の

公共施設再配置計画についての一般質問がなされましたが、それに関連をいたしまして、私からも質問をさせていただきます。

まず、9月議会の市長の答弁によりますと、平成29年度と30年度の2カ年で公共施設再配置計画及び個別施設計画の策定を行い、平成30年度より公共施設再配置等に関する専任部署を設置し、3名の職員を配置するというごさでしたが、この認識でよろしかったでしょうか、再度お伺いをいたします。

○議長（武田正樹君） 山口総務部長。

○総務部長（山口精宏君） 御答弁申し上げます。

さきの9月議会で私ども市長が答弁申し上げましたが、平成30年度の公共施設の再配置計画等の人員配置につきましては、現在、総務部秘書企画課企画政策グループで担当しておりますが、30年度につきましては、そこに1名を増員させていただきまして、公共施設再配置計画の策定を行うように調整しております。その策定の段階におきまして、その先に続きます専任部署を設置いたしまして具体的に再配置計画に基づきまして市民の皆様へ市政懇談会などを行いまして、市民の皆様にも御理解いただきながら、公共施設のマネジメントに取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（武田正樹君） 炭竈議員。

○13番（炭竈ふく代君） ただいま総務部長より、再配置計画に基づく取り組みへのお考えをあわせて御答弁いただきました。

さて、弥富市は、平成26年度4月に総務省の要請により、平成28年3月に弥富市公共施設等総合管理計画を策定されております。この計画によりますと、公共建築物の用途別割合で、学校教育系施設の占める割合が50%以上あります。よって、老朽化した学校整備など、早急に取り組むべきと考えます。

さらに国からは、平成32年度までに全公共施設を対象に、個別施設計画を策定するよう要請がなされています。平成26年度の決算書によりますと、教育費の中で施設整備計画策定業務委託料として、およそ1,400万円が計上されております。現在、弥富市では、インフラ系の施設を除くと、平成26年度に学校施設のみ個別施設計画、いわゆる学校施設整備計画の策定が終了しているようですが、そこで策定済みの計画内容についてお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（武田正樹君） 八木教育部長。

○教育部長（八木春美君） 公共施設は、社会情勢、市民ニーズを踏まえ、安全で快適に利用できる施設の提供と財政の健全化に向けた効率的・効果的な更新、改修、維持管理を行うことが望まれています。特に学校は子供たちに安全・安心で快適な空間を確保するため、予防保全的な管理が必要であります。そのため、今後、本市の公共施設の保全計画を策定するに

際し、まずは学校の構造体や建築部位の劣化状況を把握するとともに、各校の維持管理上の課題を整理するため、学校施設の整備計画を策定したものであります。

最初に25年度に弥生小学校を実施し、26年度に残りの10校について行いました。具体的な内容としましては、校舎、体育館、給食棟など、48棟の劣化状況調査として、コンクリートの中性化の度合い、鉄筋の腐食状況、非構造部材の点検などであります。その結果を踏まえ、修繕や更新の工法を検討し、それらのサイクルや費用を部位別に実施時期及び概算のライフサイクルコストをまとめたものです。

この計画の検討期間は、対象とする建築物の更新サイクル等を考慮して80年間としておりますが、目標耐用年数までの長期間にわたって健全な状態に保つために、計画後の10年間の長寿命化対策工事として、屋根の防水及び外壁の塗装について大規模修繕の時期を検討し、中期保全計画をまとめ、どの学校のどの建物から工事に取りかかり、概算工事費はどのくらいかを把握するものとして策定したものであります。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 炭竈議員。

○13番（炭竈ふく代君） 教育部長より計画の詳細をお聞きいたしました。

それでは、その進捗状況はどのようになっているのか、お伺いをいたします。

○議長（武田正樹君） 八木教育部長。

○教育部長（八木春美君） 学校施設の整備としましては、まず平成26年から28年にかけて、各校の体育館天井撤去工事とともに、非常用シャッター取りかえ工事、トイレの洋式化も進めてまいりました。さらには、屋上の防護柵設置など、児童・生徒の安全や防災機能の強化に取り組んでいます。

計画の進捗状況でございますが、現時点では桜小学校北館、弥生小学校南館、大藤小学校の屋上防水工事が済んでおり、外壁塗装までは取りかかれておりませんので、計画どおり進んでいないのが現状でございます。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 炭竈議員。

○13番（炭竈ふく代君） 計画に対しまして順調に進んでいないところもあるようでございますが、それでは小・中学校の今後の長寿命化対策をどのように進められるのか、市の方針をお聞かせください。

○議長（武田正樹君） 八木教育部長。

○教育部長（八木春美君） 小・中学校の長寿命化対策につきましては、一定の条件はありますが、国の補助制度もありますし、起債も活用しながら、市の財政状況や現状の老朽化の進行度の状況も踏まえ、一つ一つ着実に進めていく必要があると考えております。

国の補助制度でございますが、平成25年度に創設された長寿命化改良事業、いわゆるリニューアルとして行えば、補助対象経費分の国の交付金が33.3%、地方財政措置が40%で、実

質的な地方負担は26.7%になり、市の負担も少なくて済みますので、建物の耐久性を高めるとともに、現代の社会的要請に応じた施設への改修方法で進めていきたいと考えております。

しかし、公共施設の再配置計画、学校の適正配置、統廃合等も勘案して進めていく必要がありますので、対象校を選定しながら、平成30年度におきましては、まず建物の耐力度調査費、その結果を踏まえ、どのような改修にするのかの基本調査費、さらに工事発注のための基本と実施設計費を計上してまいります。また、方針については、平成30年度からの第2次弥富市総合計画に盛り込んでいきたいと考えております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 炭竈議員。

○13番（炭竈ふく代君） せっかく多額の費用を投入して計画を策定するわけですので、実行しなくては税金の無駄になると思います。将来世代に負担を残さないためにも、中・長期的な観点から、平成30年度予算からは長寿命化等にかかる経費を予算計上していただきたいと思いますけれども、これにつきまして財政当局の御見解をお伺いいたします。

○議長（武田正樹君） 渡辺財政課長。

○総務部次長兼財政課長（渡辺秀樹君） お答えいたします。

本市におきましては、新庁舎建設事業、またJR・名鉄弥富駅整備事業など大型事業が続いてまいりますとともに、平成28年度から普通交付税の合併算定がえの特例措置が段階的に縮減されておりまして、本市の財政状況は大変厳しい状況になっております。

そうした中、さきに策定いたしました公共施設等総合管理計画におきましては、今後、公共施設の長寿命化を図っていくには、毎年度多額の費用を要することを想定しているところでございます。

したがって、公共施設の長寿命化事業におきましても、新庁舎建設事業、JR・名鉄弥富駅整備事業など大型事業の財政への影響も踏まえながら、起債や財政調整基金の残高など、今後の市全体の財政状況を見通しながら計画的に進めていく必要があると考えております。

○議長（武田正樹君） 炭竈議員。

○13番（炭竈ふく代君） 今後も大変厳しい財政状況が続くかと思われませんが、中期財政計画の中での取り組みでも述べられておりますように、未収金の収納対策であったり、また新たな財源の確保を検討していただくとともに、次世代を見据えた適切な公共施設のあり方も明確にしていくことをお願いいたしまして、次の質問に移ります。

2点目でございます。

2点目に、資源ごみの持ち去り対策と指定ごみ袋の種類の充実について質問をいたします。

さきの9月議会の決算特別委員会において平野議員から、資源ごみ等売りさばき代金の減少について質問がなされ、市側からの答弁として、持ち去りによることも一つの要因として

考えられるとの答弁がございました。さらに、持ち去るに関する条例の制定について、今後よく研究されるとの御答弁もございました。

最近も資源ごみの集積場から、委託業者以外の者による資源物の持ち去り行為を見かけるとの声をよく聞いております。資源物等の持ち去り行為は、市と市民が築き上げたリサイクルシステムを脅かすものであり、市民のリサイクル意識の低下を招き、見過ごすことはできません。

以前私が、集積場に出された資源ごみを持ち出した場合の、これは法的に違法かどうかということでお尋ねをさせていただいたところ、そのときの御答弁では、集積場に出されたものは誰の所有物でもなくなり、これを持ち去ったとしても罪には問えないとの答弁をいただいた覚えがございますが、それに間違いはございませんか、お伺いをいたします。

○議長（武田正樹君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） 集積場に出した人は、その所有権を放棄したものと考えられておりまして、そのごみは誰の所有物でもなくなりますので、これを持ち去ったとしても窃盗罪等の犯罪は成立しないものと考えられております。

○議長（武田正樹君） 炭竈議員。

○13番（炭竈ふく代君） 決算特別委員会で、資源ごみ持ち去り条例について研究されとありましたけれども、その内容によっては資源ごみを持ち去った場合に罪に問えるのでしょうか。具体的にどのような内容を考えておみえでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（武田正樹君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） 自治体によっては、廃棄物の処理及び清掃に関する条例等により、所定の場所に適正に出されたごみの所有権を自治体に帰属させるところがございます。このように、出されたごみの所有権が市に帰属いたしますと、それを勝手に持ち去る行為は窃盗罪等の犯罪が成立することになります。

次に、所有権を市に帰属させるわけではございませんが、所有権の有無にかかわらず所定の場所に適正に出されたごみについて、市から委託を受けた者、市長が特に必要と認めて指定する者以外の者の持ち去り行為を禁止する規定を設けている条例もございます。

○議長（武田正樹君） 炭竈議員。

○13番（炭竈ふく代君） 次に、衛生委員などの役員の方や、またその他の方が、もし資源ごみを持ちする現場に遭遇した場合の対応について、お聞かせいただけますでしょうか。

○議長（武田正樹君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） ことしの10月に市民の皆様に、資源ごみの分別、出し方についての回覧文書を配布させていただきました。その回覧文書において、資源ごみの持ち去り防止のため、収集日の前日の夜には出さないよう、当日の朝出してもらおうよう周

知し、資源ごみが持ち去られないよう啓発し、できる限り市民の方がそのような場に遭遇しないようお願いをさせていただいております。

もし持ち去りの現場に遭遇された場合、他市では罵声を浴びせられたり突き倒されるといったトラブルがあったというような事例もございますので、そういったことがあれば、まず警察または市役所へ御連絡をいただきたいと思いますと思っております。

○議長（武田正樹君） 炭竈議員。

○13番（炭竈ふく代君） リサイクル意識を持って、よかれと思って行動されたことが、逆に犯罪に巻き込まれてはいけませんので、市民の皆様に再度周知をしていただきますよう、よろしくお願いをいたします。

さて次に、資源ごみ集積場から子ども会等の方たちがアルミ缶を回収して各団体の活動資金に充ててみえますけれども、そのことに影響することはございませんか、お尋ねをいたします。

○議長（武田正樹君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） 条例を制定した場合、自治体から委託を受けた者、市長が特に必要と認めて指定する者以外の者の収集や運搬を禁止することになります。そういった意味からいきますと、子ども会等のアルミ缶回収は持ち去りになってしまいます。それで他市では、子ども会や自治会等に資源物集団回収登録を行うことにより、持ち去りの許可をしているところもございますので、そういった事例を参考にいたしまして条例の制定を考えております。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 昨今、非常に資源ごみの盗難というか持ち去りということが、私たちのまちにも数多く今もあるわけでございます。これは、単独の自治体で条例を定めるのがいいのか、あるいは地域というような状況の中で定めていくのがいいのかということについて、しっかり検討をしていきたいと思っております。

そうした形の中で、今、炭竈議員、さまざまな御指摘をいただいたわけでございますけれども、他の市町村に話をかけながら、約半年ぐらい、来年度上期の状況の中で、一度条例を定めていくという形で、先進地の事例を参考にしながら考えていきたいと思っております。いつまでも放置しておくことが決して得策ではない、また市民の皆様にも御協力をいただかなきゃならないということも含めて、条例を定めながら資源ごみをしっかりと守っていく、あるいはいろんなトラブルを防いでいくということが大事であろうというふうに思っております。来年の上期を一つの目途として条例を定める方向で考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（武田正樹君） 炭竈議員。

○13番（炭竈ふく代君） ただいま市長から御答弁いただきました。どうか御検討、また研究をしていただいて、市民の皆様に影響を出ないように、よろしくお願いしておきます。

次に、関連いたしまして、ごみ袋の件でお尋ねをいたします。

現在、弥富市では、不燃ごみ専用のごみ袋、ピンク色のごみ袋でございますけれども、これは大きいサイズのものしかありません。しかし、高齢者やひとり暮らしの方で、大きいサイズの場合、いっぱいになると重くて搬出ができないので、もう少し小さいサイズの袋があればという声をよくお聞きいたします。いっぱいになる前に出せばいいのかもしれませんが、もったいないという意識から、少しの量で出すことには抵抗があるようでございます。

ピンクのこの不燃ごみに関しましては、可燃ごみであったりプラスチック類のごみであったりといったように、すぐにいっぱいになるものではありません。長い期間、家のどこかで置いておくというような感じになってしまうと思うんですね。

そこで、不燃ごみ専用の小さいサイズのごみ袋をぜひとも用意していただきたいと思っておりますけれどもいかがでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（武田正樹君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） 現在、指定ごみ袋は、弥富市商工会において売さばいてもらっております。その指定ごみ袋は、産業会館にあります商工会の倉庫に保管をしております。そこから小売業者が買っていくわけでございますが、倉庫のスペースにも限りがあり、小さいほうの袋を用意した場合、他の袋の在庫を減らさないと入らない可能性がございます。新庁舎が完成した暁には、総合的に施設等の配置がなされ、補充する市の倉庫の環境が整いますので考えてまいりたいと考えております。御理解をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（武田正樹君） 炭竈議員。

○13番（炭竈ふく代君） ただいまは、新庁舎が完成した暁には考えていただけるとの御答弁をいただきました。

他の自治体では既に小さいサイズのごみ袋を取り扱っているところもあると伺っております。ぜひ今後、倉庫としてのスペースの確保、そして少しでも早く環境を整えていただくとともに、ごみ袋の種類の充実を図っていただきまして市民サービスの向上につながりますよう要望いたしまして、私の質問を終わります。

○議長（武田正樹君） 次に永井利明議員、お願いします。

○5番（永井利明君） 5番 永井利明でございます。

通告に従いまして、このたびは教育一本、小・中学校教職員の業務改善について質問させていただきます。このことにつきましては、私の心の中にためてきたことの一部であります。6月議会で炭竈議員が、教員の多忙化解消、負担軽減ということで質問がございましたが、

そのことと大いに関係するところでございます。

教員の多忙化というメディアのニュースが流れて以来数年がたちますが、一向に改善される様子がありません。教員の1日の勤務時間を調査することはよく行われているようですが、何ら解決に寄与しておりません。調査のための調査となっております。それもそのはずです。業務の中身を点検・見直さなければ、何もしようがありません。

学校に関するニュースは後を絶ちません。あつてはならない子供の自殺、取り返しがつきません。このたびの総選挙でも、教育に関することが大きな話題となりました。いわゆる教育の無償化であります。私は教育の無償化ももちろん大切に思っておるところであります。それよりも教育環境、とりわけ教育の質をよくすることのほうが重要であると思っております。教員が多忙である限り、教育の質はよくなれないと思います。教員になりたいという若者も減ってきているようであります。それではいい人材も集まらないと思います。

私は40数年前に教員になりましたが、以来、20年ほどは余り忙しさを感じておりませんでした。中学校部活動も余裕を持ってやっていたように思います。現在ほど超多忙なときはないと思います。私の記憶では、二十数年ほど前から徐々に多忙になってきたと思いますが、どうでしょうか。その理由について、以前に述べられたかもしれませんが、お答えいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（武田正樹君） 奥山教育長。

○教育長（奥山 巧君） 御答弁申し上げます。

本年4月に公表された文部科学省の28年度教員勤務実態調査結果が発表されました。それによりますと、月当たりの平均時間外勤務が、校内勤務だけで小学校は約74時間、土・日を加えると約83時間、中学校は約98時間、土・日勤務を加えると125時間という衝撃的な内容でした。過労死ラインが1カ月時間外勤務80時間と言われているところ、平均で軽くK点越えという衝撃的な結果になりました。

本市6月議会でも、9月議会でも同様な御質問がございましたので、重複いたすかもしれませんが、多忙化の原因は大きく4つあると思います。

1つは、学校教育に多くの社会的な要求がなされてきたことです。例えばグローバル人材育成を目指すとして、来年度から外国語の小学校での教科化があります。特別な教科道德の導入が、小学校は来年度、中学校が再来年度から始まります。平成になってから、環境教育、キャリア教育、情報教育、喫煙・薬物等の健康教育、国際理解、食育、ICT活用教育、防災教育等、教科以外の社会問題や課題等の解決手段として学校教育に組み込まれてきました。指導案や教材づくりに、膨大な時間と労力を必要とします。

2つ目は、いじめ・不登校に対する丁寧な対応が求められていることです。小学校も、中学校も、児童・生徒が校内にいる場合には目が離せなく、会議や打ち合わせをすることでも

きません。けがをさせたら管理責任を問われ、安全配慮義務違反で訴えられることもあります。不登校や問題行動等が起きた場合の家庭訪問等は、夕方や夜の勤務時間外がほとんどです。

3つ目は、地域や家庭、関係諸機関との連携を図るための会議や打ち合わせに、そして準備にと多くの時間を費やすこととなります。学校が休日や夜に行事を開いたり、逆に地域行事に先生が参加したりすることもあります。

4つ目は、教員が一人一人の子供に向き合い、丁寧にかかわりながら質の高い授業や個に応じた学習指導を実現しようと授業改善に取り組んでいることです。昔型の教員の一方的な話で進める授業ではなく、新しい指導要領の目指す主体的・対話的で深い学びを実現させるための授業改善に全国の教員が取り組んでいるところです。

ここで、文部科学省から発表された統計を申しますと、不登校児童・生徒の割合が20年前に比べ、小学校で2.5倍、中学校では2.3倍に増加しています。暴力行為が18年前に比べて小学校で12.2倍、中学校で1.7倍、日本語指導が必要な外国人児童・生徒数が15年前に比べ、小・中とも1.5倍、特別支援在籍の児童・生徒数が22年前に比べ小学校で2.2倍、中学校で2.1倍、通級指導が同様に小学校で7.3倍、中学校で35.1倍、要保護・準要保護の児童・生徒数が19年前に比べて、小学校で1.6倍、中学校で2.0倍ということです。

以上のとおり、20年前に比べ、学校が抱える課題が複雑化・困難化している状態が、教員の多忙化に拍車をかけていると思います。以上です。

○議長（武田正樹君） 永井議員。

○5番（永井利明君） よく分析されてみえると思いますが、ただいまの答弁にややつけ足して、私の分析も述べたいと思います。

まず、一人一人を大切に教育が唱えられるようになり、40人学級では多過ぎるという問題、少子化ということもあり、保護者の個々に合った多岐な要望が大変ふえてきたことがあります。保育園では連絡帳で毎日やりとりをしますが、学校ではなかなかそれができない状況にあります。電話での相談も長時間にわたる場合もあり、面談を希望してみえる方もあるやに聞いております。その電話や面談も、お仕事の都合で夜に多いようであります。これでは勤務時間は何時までとは言ってはおれません。

また、ゆとり教育からの脱却ということで、指導内容、授業時間がふえ、わからない子はそのままでいく、居残り指導する時間はもちろんないし、その環境にはなっていない。その上、正課の授業以外に、何々教育、何々指導なるものが100以上あると言われております。正直言って、正課の年間授業時数は正式には足りないのではないかと思う余りです。そして、新しく入ってくる〇〇教育については、教える側ももちろん勉強しなくてはなりません。それなのに、過去の何々教育、何々指導がなくなっていくわけではありません。積もり積もっ

ていくわけです。それどころか、何々教育、何々指導も、時に指導方法が変遷してまいります。給食指導がその最たるものだと思います。

今から20年以上前は、給食指導の中心は偏食指導でした。保護者からの依頼もありました。うちの子は、トマトでいきますと、トマトが食べられないから、何とか食べられるようにと。今は無理やり食べさせないのが当たり前になってきております。確かにアレルギーとかある子は別ですが、単なる好き嫌いの子も多くいます。それを見分けるのも容易ではありません。それに別の要望には、全体として残菜が余らないようにというの也有ります。先日も、ある学校の先生が、無理やり食べさせたと批判的にニュースになっておりました。偏食指導は家庭にお任せするのがいいんじゃないかと思うようになってまいりました。まさに社会情勢の変化による最たるものではないかと思ひます。

また、教師はよろず屋的な引き受けが多くあります。まさに日本的な学校です。子供のことに關しては全て学校が引き受けるみたいなことになっています。家庭内の問題、児童クラブでのトラブル、土・日など学校外でのトラブルも学校が引き受ける場合が多いようです。暗に社会全体もそのようになっているような気がします。しかし、これは私たち教員OBにも責任があります。子供のために、それが当たり前だと思ひてやってきたわけです。しかし、ジレンマもありました。中学校卒業をしたら全く関係しないわけです。なぜなら、もう次の担当の子が来るからです。卒業した後、どうなっているだろうかということは、いつも気にしておりました。そして、それが教育だと思ひておりました。今でも思ひております。

しかし、社会情勢が全く変わってきた今、教師の働き過ぎがクローズアップされてきました。そして、ことし8月29日に中央教育審議会特別部会から、教員の働き方改革についての対応案が示されました。その中で、教員の主な仕事は授業でなければならないとありました。市の見解をお願いいたします。

○議長（武田正樹君） 奥山教育長。

○教育長（奥山 巧君） 教員の本来の業務は、教科指導と生徒指導であると思ひます。これを基本に、部活動も含め、これまで学校が担ってきた業務のうち、引き続き学校が担うべき業務はどうあるべきか、また教員以外のスタッフ参画で教員の業務量を軽減できる業務、またほかにふさわしいスタッフがいる場合には必ずしも教員が担う必要のない業務、学校で教員以外のスタッフが担うべき業務、学校以外が担うべき業務等を精査し、教員の業務量軽減を図る必要が急務であると思ひています。

本市においても、特別支援等の支援員の配置、部活動の外部指導員の配置、校務支援ソフトによる事務簡略化支援等、業務軽減の実現に今後とも強力にバックアップしていく所存です。以上です。

○議長（武田正樹君） 永井議員。

○5番（永井利明君） 人間は、忙し過ぎると失敗をする場合があります。いらいらする人もいます。優しい気持ちで対応できない人もいます。教員も同じであります。子供と向き合うときは、できるだけ平常心でおりたいと思います。

そして、1時間の授業には必ず準備の時間が要ります。10分の放課では準備はできません。子供たちにわかりやすい授業をするには、それなりの工夫が要ります。授業の準備は子供たちが帰った後、部活動があれば、どうしても夕方6時、7時からとなってしまいます。しかし、会議、出張、予定外のことが入ってこれば、もっと遅くからか、帰宅してからになります。実際には授業の準備の前に、採点、ノート点検、校務分掌による仕事など、優先事項が入ってまいります。その他、いじめ・けんか等の解決指導、保護者からの相談等は最優先事項となります。

このたびの中教審の提言には、無制限・無定量の勤務を是としないということがありました。このことについてはどのように捉えてみえるでしょうか、お伺いしたいと思います。

○議長（武田正樹君） 奥山教育長。

○教育長（奥山 巧君） 中教審の答申には、教員が授業準備等に集中し、教育の質を高められる環境を構築することは、21世紀を生き抜く子供たちに必要な資質・能力を高める教育を一層行っていくために必要不可欠である。その際、学校運営の持続可能性を高める観点からは、教員が疲労や心理的負担を過度に蓄積して心身の健康を損なうことのないよう、執務環境を整備し、無制限・無定量の勤務を是とするのではなく、限られた時間の中で最大限の効果を上げられるような働き方を進める必要があると提言してあるように、第一義に教員の心身の健康の観点から無制限・無定量の勤務はやめるべきだと提言されているものであり、本教育委員会の考えも全く同様であります。

○議長（武田正樹君） 永井議員。

○5番（永井利明君） 教員の仕事は専門的分野でありますので、無制限に仕事はあります。そのために、一般の勤労者と違い、超過勤務手当がありません。かわりに、調整手当というのが1日についています。言いかえれば、自分から進んでやれば、幾らでも仕事はあるということです。かつては、遅くまで働いている職員がよいとされました。しかし、家庭の主婦でもある女性の教員は、どうしても家へ持ち帰ることになります。自分から進んで行う仕事はある意味では張りになりますが、現在はどうしてもやらなければならない仕事で超時間オーバーとなっております。自分で好きな仕事についたのだからしょうがないという考えもあると思いますが、それが子供に直接かぶっていくから問題なのです。

全国では、心の病で休んでいる教員が5,000人を超えているそうです。弥富市でも、その例外ではないと思います。教師が休むと、かわりの教師がおりません。教務主任や校務主任が臨時の学級担任になったりします。もちろん、長期ともなれば臨時講師を雇ったりするわ

けです。休職されている方ももちろん大変ですが、子供にとってこの上もない迷惑なことであります。

さて、教員が超多忙になった理由として、私は部活動を特に上げませんでしたが、この部活動は50年以上も前から行っていることであります。そういう意味で、新たな超多忙の理由にならないのではないかとということでもあります。しかし、指導時間の長さからいっても、教員の大きな負担になっていることは間違いのないところです。市教育委員会の見解をお願いいたします。

○議長（武田正樹君） 奥山教育長。

○教育長（奥山 巧君） 生徒の自主的・自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化及び科学等に親しませ、人格の健全育成に大いに資するものであり、これまで教育上大きな蓄積をなされてきたものであります。しかし、生活と成長の確保の観点からすると、行き過ぎた部活動は望ましくなく、適切な休養日等が維持されることは必要なことであると考えています。また、教員にとっても、放課後の部活動指導後にその他の業務を行わなければならないことが大きな負担となっていますので、負担の軽減を図ることが肝要かと思えます。

そこで、今年度、本市においては3つの中学校の基本共通事項として、土・日のいずれかと月曜日は休養日としました。また、夏休みの土・日は部活動を行わないとし、平日練習は半日以内としています。また、今ですね、11月・12月の日没が早い時期は朝練習のみとし、午後の部活動は行っていません。さらに、来年度は正規教員の部活動指導の負担軽減のため、国が制度化する外部指導員の複数配置を予定しています。来年度は、本市のみならず、海部地方全般に以上のような負担軽減が広がっていく方向です。

○議長（武田正樹君） 永井議員。

○5番（永井利明君） この部活動の問題は何回となくメディアにも出てまいりますが、部活動を取り巻く情勢が大きく変わってきていると思います。弥富市の小学校では、バスケットボール部、サッカー部、学校によっては、なぎなた部、ブラスバンド部、それからバンド部があると思います。中学校では学校規模によってあるわけですが、小規模校では自分のやりたい部がないなどの問題もあります。

部活動を取り巻く情勢というのは、小学校でいえば、いろいろな習い物に行っている子が多く、遅くまでやれないとか、中学校ではゴルフ、フェンシング、アイススケートなど、学校にない運動をやっている子がいたり、サッカーなどは企業のクラブチーム、野球では硬式野球をやっている子が出てきたりして、さまざまな対応になっていることがあります。学校の部活が以前のような形では難しくなっていることは事実であると思います。

この部活動というのは、やったことのない種目の顧問をやらされると、批判的に論じられ

ることが多いわけですが、歴史も古く、中学校の部活動によって人生を決定づけられた方も見えると思います。部活動を語るには、余りにも深く幅の広いものがあると思います。もう少し研究をして、別の機会に問題にしていきたいと思っております。

さて、教員の勤務態様に戻ります。

労働者には労働基準法により休息・休憩があるわけですが、教員はなかなかとれません。昼休みは子供たちの給食指導ということになります。放課も職員室に来て一服というわけにはなかなかいきません。次の授業の準備をしたり、低学年であればいろいろと世話を焼くことが出てきて、トイレへも行っておれないという声を耳にします。

中教審の提言では、子供たちの登下校の見守りは教員の業務外と新聞に大きく見出しが出ておりましたが、このことについて教育委員会はどのようにお考えでしょうか、お答えください。

○議長（武田正樹君） 奥山教育長。

○教育長（奥山 巧君） この御質問については、御提言のとおり、登下校の見守りは教員の業務外であるという見解です。各学校にはチーム学校としてさまざまな支援団体が組織されています。スクールガード、青パト隊、PTA、見守り隊、ひまわり隊等、地域の諸団体と連携して子供たちの登下校を見守っているのが現状です。ただし、手薄なところがあり、どうしても教員に頼らざるを得ない箇所もあり、そのようなときは勤務の割り振りをしている例もあります。今後、一層地域と連携し、教員に負担が来ないように学校マネジメントを高めていくよう、校長会等で情報交換しながら対策を図っていく方向です。

○議長（武田正樹君） 永井議員。

○5番（永井利明君） 小学校の登下校は、安全面から実に重要であると思います。市当局も、通学路を整備したり、ヘルメットを支給したりして万全の体制をとっているわけですが、通学団そのものの機能を果たす上で、児童数の減少などもあり、大変難しくなっております。通学団による登下校も随分歴史が古いわけですが、さまざまな問題が出てきております。これについても、いま一度研究して質問をしたいと思っております。

さて、教員の超多忙化と大いに関係があるわけですが、時々、学校が毎日遅くまで電気がついていてという苦情が入るそうですが、どうでしょうか。

○議長（武田正樹君） 八木教育部長。

○教育部長（八木春美君） 学校の電気が遅くまでついていてということでございますが、昨年までは時々耳にすることがありました。どうしても遅くなってしまうことはあると思いますが、それが継続するということは問題かと思えます。来年度は、県教育委員会でも提示しているように、遅くとも午後8時閉校を目指し、少しでも定時退校に近づけるよう、各学校に取り組むように指示をしていきます。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 永井議員。

○5番（永井利明君） これも社会情勢の変化といいますか、以前は学校は遅くまで毎日大変だなあという声をいただきましたが、今は批判的な声もあるやに聞いております。何時ぐら
いまでなら許容範囲でしょう。今ちょっと県の指示も出ていたということですが、お願いを
いたします。

○議長（武田正樹君） 八木教育部長。

○教育部長（八木春美君） 何時という線引きをするのは大変難しいのですが、今も申し上げ
ましたように、来年度は遅くとも午後8時を目指して取り組んでまいります。以上でござい
ます。

○議長（武田正樹君） 永井議員。

○5番（永井利明君） 官公庁でも、市役所でも、繁忙期は深夜まで電気がついているという
こともあるでしょうけれども、毎日ともなると、そこで働いている方の健康やら御家庭のこ
とを心配してしまうわけです。学校のパソコンなどデータの持ち出しは難しいことありま
すが、自宅でできる仕事は自宅でやったほうが良いと思います。現場で話し合っ、もう少
し早い消灯にしていくことが大切かと思います。

学校というところは、ボランティア精神旺盛というかサービス精神旺盛で、学校職員がい
ればいつでも、土曜日でも、日曜日でも、祝日でも、電話がかかれば出ていただけるという
ところなんです、そのあたりは一体どうなっているのでしょうか、お答えください。

○議長（武田正樹君） 八木教育部長。

○教育部長（八木春美君） 電話対応につきましては、今後、留守番電話での対応に切りかえ
ていきたいと思っています。平日の勤務時間が過ぎた後の切りかえ、休日の切りかえ等、学
校現場やPTAを初め、保護者の意見等を交えながら留守番電話対応の実施を考えていき
たいと思っています。

先月、教育長セミナーが神戸で開催された際、大阪の吹田市から、今年度から5時15分
から留守電対応にしたが、前もってよく周知してあったこともあり、今のところ何の問題もな
いという報告がありました。本市も、いきなりは無理ですが、参考にしたいと思っております。
以上でございます。

○議長（武田正樹君） 永井議員。

○5番（永井利明君） 大変ありがたい御答弁をいただきました。

私の経験では、夜8時以降は飲酒をされての電話であつたり、今から忘れ物をとりに行っ
ていいかなど、いろいろありました。土・日の電話では、部活動で出勤して、今から対外試
合に出かけようとするところへ、あるお店屋さんから、おたくの生徒が万引きをしたので引
き取りに来てほしいとかが、年に一、二回はありました。この補導時の対応も、中教審の提

言では教員の業務外とされております。このあたりはどうなのでしょう。

○議長（武田正樹君） 八木教育部長。

○教育部長（八木春美君） 生徒が生徒指導等で店舗等に拘束された場合、保護者に連絡がとれず、学校に連絡が入り、教員が現場に駆けつけることがよくありましたが、今は個人情報のこともあり、生徒指導連絡協議会等でもお願いし、学校に依頼しないような方向になっています。また、警察での補導でも学校が呼び出されることはありません。実質、中教審の提言どおり、教員の業務外となっています。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 永井議員。

○5番（永井利明君） 世の中変わってきておるんだなあということを思いますが、ありがたいことだと思います。

次に、他市町村で始まっている長期休業中における学校閉庁日の設置についてお聞きしたいと思います。

なかなか有給休暇がとれない中で、せめてお盆の前後あたりを学校閉庁日にしたらということであります。実際、日直の教員が交代で電話番やら植木・花の水やりを行うわけですが、訪問客はほとんどないと思います。あっさりと正月前後と同じように学校閉庁日にする予定は本市ではあるのでしょうか、お願いをいたします。

○議長（武田正樹君） 八木教育部長。

○教育部長（八木春美君） 学校の閉庁日につきましては、県教育委員会の指導もあり、来年度、8月のお盆前後の3日から5日間ほど、海部地区そろえて閉校にする案が海部地区教育長会等で協議されています。このことは実現の可能性が高いと思います。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 永井議員。

○5番（永井利明君） 実際、学校閉庁日といっても、4役の人は見回りに行くことになると思います。でも、実現されれば一定の進歩と考えます。

次に、学校徴収金の徴収事務についてであります。

これも中教審の提言ではありますが、学級担任にとってお金の扱いが大変重荷となっております。学校徴収金というのは、現在、給食費、学級費、積立金、PTA会費等があり、一応引き落としにはなっておりますが、引き落としができない場合、現金で徴収ということになります。それでも未納の場合は、督促という仕事もあります。これを教員の業務から外せないかというものでありますが、このことについてはどのようにお考えでしょうか、お答えください。

○議長（武田正樹君） 八木教育部長。

○教育部長（八木春美君） 学校での徴収金についてでございますが、現在、金融機関からの引き落としのシステムにしていますので、基本的には教員が集金等で現金を扱うことはあり

ません。ただし、どうしても引き落としができない場合には、保護者に連絡して現金で徴収することはあります。金融機関との連絡事務は、学校事務員、教頭が行い、毎月の引き落とし日や徴収金額の連絡は学年通信等で、学年会計担当または担任が行っています。各家庭の支払い状況もさまざま、対応もそれぞれ異なります。昔のように全てが現金で集金したときに比べると負担は軽くなっていますが、今のところ業務から全く外すことはできないのが現状です。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 永井議員。

○5番（永井利明君） 簡単にはいかないということは重々わかります。それでも、教育の無償化ということで、将来全てがただになれば、これはまた話は別です。しかし、これもまた難しいことだと思います。

そこで、最後をお願いというか述べさせていただくことですが、教職員の加配ということが一番の解決策ではないかと思います。まずもって国に関することですが、6月の議会でも意見書を議会として提出したところでありますが、教員定数の改善を行っていただくこと、県におきましては35人学級が小1、小2、中1でとまっており、これを完全実施していただくと、さらに教務主任と校務主任の間に主幹教諭を置くこと、また生徒指導担当として指導教諭を配置することをお願いしたいと思っております。このあたりのことについて教育委員会はどのように把握してみえるのでしょうか、お答えをください。

○議長（武田正樹君） 奥山教育長。

○教育長（奥山 巧君） 教員定数の改善、35人学級の完全実施は、県教委のみならず、都市・町村教育長会、校長会、教職員組合等、多くの団体が国に改善を要請していますが、実施には至っていないのが現状です。多忙化解消で一番効果を上げるのが前述の2つであることは全ての教員の思いであると考えています。粘り強く教育関係諸団体と連携して要求していく所存です。

御質問の主幹教諭、指導教諭について、これは平成20年学校教育法の改正で新たに新設されました。主幹教諭については、校長・教頭の補佐として海部地方で3名配属されています。2年ごとに海部地方事務協議会で協議し、多忙な中学校に配属されています。指導教諭は、若い教員が多いような学校で教育指導の改善や充実を指導・助言する教員のことです。23都道府県で配置されていますが、愛知県では配置されていません。新任指導の再任用教員や市町村で雇用した授業改善のための講師等で、その役目を果たしております。以上です。

○議長（武田正樹君） 永井議員、会議を始めましてから1時間経過しましたが。

○5番（永井利明君） もうあと3分か5分で。

○議長（武田正樹君） わかりました。そしたら、永井議員。

○5番（永井利明君） 最後にという言葉ですかね。最後に市長をお願いをいたします。

市独自の加配教員等であります。現在でも支援員、非常勤講師など、多くの加配をいただいておりますが、それに加えて、教員の再雇用等のことも鑑みて、トラブルへの対応教員、スクールロイヤー、このロイヤーというのは法律家のことだと思いますが、部活動支援員等の配置について御高配いただきますようお願いしたいと思いますが、いかがでございましょうか。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 永井議員に御答弁申し上げます。

永井議員、教職員のOBという形の中で、いろんな角度から現在の教職員の勤務についての意義ある御質問を多々いただいたというように思っております。私といたしましても、行政と教育委員会のさまざまな協議の場という形でございます教育総合会議というのが発足されておるわけでございますけれども、教員、あるいは教職員の多忙についての課題については、ところどころ皆さんと協議をさせていただいているところでございます。しかし、永井議員、今もお話がいったように、熱血漢のある先生が非常に多いということが、そういった勤務時間の延長であるとか、あるいは中教審のいう教員の仕事外であるというような定めはあるわけでございますけれども、登下校の見守りであるとか、あるいは子供がどうしたというような状況で補導されたとかいうようなときにおいても、先生みずからがその場に出かけていかれるというようなことが多いのではないかなあと思っております。

そうした形の中で、教職員が多忙であるということになると、この仕事はやめる、この仕事はやめる、最近では、職員のほうからも少し聞いているんですけれども、小学校の部活動をどうするんだというところまで今議論がされてきたというようなことでございます。そこまで、あれもやめ、これもやめというような状況で消去法でいきますと、子供たちの生育というか学びの場において、子供たちの将来に対して大変心配をするところでございます。そうした形の中においては、先ほど議員が言われましたように、教職員の加配というか、いろんな形の専門員を補充しながら、子供たちの成長を見守っていかなきゃならないと思っております。

そうした形の中で、スクールロイヤー等のお話もいただいたわけでございますが、配置が可能ならば、それにこしたことはないわけでございますけれども、本市では今までもこうした形の中でのいじめ等の問題があるわけでございますが、これは市の顧問弁護士というように形の中で依頼をして、今までも大きな支えとしてお仕事をいただいているというように状況でございます。そういったことに対して、これからそういう顧問弁護士というように連携の中でスクールロイヤーについては考えていきたいと思っております。

部活動の指導員につきましては、先ほども少し話がありましたけれども、来年は6名の外部指導員というものを導入していきたいと思っております。そして、先生方の業務の軽減と、

負担の軽減ということも図りながら、そういう指導員の皆さんに部活動を少し助けていただきたいというようなことも考えるところでございます。

いずれにいたしましても、さまざまな課題につきまして教育の総合会議という形の中でこれからも議論をしていきたい、課題解決に向けていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（武田正樹君） 永井議員。

○5番（永井利明君） 本当にありがとうございました。

子供のことを思えば、やめられないことばかりであります。通学団指導をやめて交通事故に遭ったといったら、大いに後悔するところであります。ただ、冒頭にも申し上げましたように、教育無償化も大切なことだけれども、適正な教育を行うため、また教員の長時間労働を少しでも減らすため、国や県、市におかれまして適正な教職員人員配置をお願いして、私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（武田正樹君） 本日はこの程度にとどめ、11日月曜日に継続議会を開き、本日に引き続き一般質問を行いたいと思いますので、本日の会議はこれにて散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後3時21分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 武 田 正 樹

同 議員 朝 日 将 貴

同 議員 江 崎 貴 大